

連絡とれるくんサービス利用規約【現改比較表】 2021年1月29日現在

～2021年1月28日

2021年1月29日～

～2021年1月28日	2021年1月29日～
<p>規約名称 連絡とれるくんサービス利用規約</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p style="padding-left: 20px;">第1条 規約の適用</p> <p style="padding-left: 20px;">第2条 規約の変更</p> <p style="padding-left: 20px;">第3条 規約の公表</p> <p style="padding-left: 20px;">第4条 定義</p> <p>第2章 契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第5条 連絡とれるくんサービス契約の単位</p> <p style="padding-left: 20px;">第6条 連絡とれるくんサービス契約申込みの方法</p> <p style="padding-left: 20px;">第7条 連絡とれるくんサービス契約申込みの承諾</p> <p style="padding-left: 20px;">第8条 契約ID数等の変更</p> <p style="padding-left: 20px;">第9条 その他の契約内容の変更</p> <p style="padding-left: 20px;">第10条 連絡とれるくんサービス契約に基づく権利の譲渡</p> <p style="padding-left: 20px;">第11条 連絡とれるくんサービス契約者が行う連絡とれるくんサービス契約の解除</p> <p style="padding-left: 20px;">第12条 当社が行う連絡とれるくんサービス契約の解除</p> <p style="padding-left: 20px;">第13条 連絡とれるくんサービス契約に係るその他の提供条件</p>	<p>規約名称 PHONE APPLI PEOPLEサービス利用規約</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p style="padding-left: 20px;">第1条 規約の適用</p> <p style="padding-left: 20px;">第2条 規約の変更</p> <p style="padding-left: 20px;">第3条 規約の公表</p> <p style="padding-left: 20px;">第4条 定義</p> <p>第2章 契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第5条 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の単位</p> <p style="padding-left: 20px;">第6条 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約申込みの方法</p> <p style="padding-left: 20px;">第7条 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約申込みの承諾</p> <p style="padding-left: 20px;">第8条 契約ID数等の変更</p> <p style="padding-left: 20px;">第9条 その他の契約内容の変更</p> <p style="padding-left: 20px;">第10条 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約に基づく権利の譲渡</p> <p style="padding-left: 20px;">第11条 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が行うPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の解除</p> <p style="padding-left: 20px;">第12条 当社が行うPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の解除</p> <p style="padding-left: 20px;">第13条 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約に係るその他の提供条件</p>

第3章 付加機能			第3章 付加機能		
第13条の2	付加機能の提供		第13条の2	付加機能の提供	
第13条の3	付加機能の廃止		第13条の3	付加機能の廃止	
第4章 利用中止等			第4章 利用中止等		
第14条	利用中止		第14条	利用中止	
第15条	利用停止		第15条	利用停止	
第5章 通信			第5章 通信		
第16条	通信利用の制限等		第16条	通信利用の制限等	
第17条	回線による制約		第17条	回線による制約	
第6章 料金等			第6章 料金等		
第18条	料金		第18条	料金	
第19条	利用料金の支払義務		第19条	利用料金の支払義務	
第20条	手続きに関する料金の支払義務		第20条	手続きに関する料金の支払義務	
第21条	工事費の支払義務		第21条	工事費の支払義務	
第22条	料金の計算方法等		第22条	料金の計算方法等	
第23条	割増金		第23条	割増金	
第24条	延滞利息		第24条	延滞利息	
第25条	債権の譲渡		第25条	債権の譲渡	
第7章 保守			第7章 保守		
第26条	契約者の切分責任		第26条	契約者の切分責任	
第27条	修理又は復旧の順位		第27条	修理又は復旧の順位	
第8章 損害賠償			第8章 損害賠償		
第28条	責任の制限		第28条	責任の制限	
第29条	免責		第29条	免責	
第9章 データ等の取り扱い			第9章 データ等の取り扱い		
第30条	データ等の取り扱い		第30条	データ等の取り扱い	
第31条	データ等の利用		第31条	データ等の利用	
第32条	データ等の削除		第32条	データ等の削除	
第10章 雑則			第10章 雑則		
第33条	承諾の限界		第33条	承諾の限界	

第33条の2 サービスの廃止
第34条 利用に係る [連絡とれるくん](#) サービス契約者の義務

第35条 知的所有権
第36条 再販の禁止
第37条 個人情報の取り扱い
第38条 特約
第38条の2 [連絡とれるくん](#) サービス契約者に対する通知

第11章 附帯サービス
第39条 附帯サービス

別記

- 1 [連絡とれるくん](#) サービス契約者の地位の承継
- 2 [連絡とれるくん](#) サービス契約者の氏名等の変更の届出
- 3 [連絡とれるくん](#) サービス契約に係るアプリケーションの利用条件
- 4 [連絡とれるくん](#) サービスにおける禁止事項
- 5 新聞社等の基準
- 6 支払証明書の発行
- 7 名刺データ入力サービス

料金表
通則

- 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）
- 第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）
- 第3表 附帯サービスに関する料金

別表1 一般データ保護規則条件
別表2 標準契約条項（処理者）

附則

第1章 総則

第33条の2 サービスの廃止
第34条 利用に係る [PHONE APPLI PEOPLE](#) サービス契約者の義務

第35条 知的所有権
第36条 再販の禁止
第37条 個人情報の取り扱い
第38条 特約
第38条の2 [PHONE APPLI PEOPLE](#) サービス契約者に対する通知

第11章 附帯サービス
第39条 附帯サービス

別記

- 1 [PHONE APPLI PEOPLE](#) サービス契約者の地位の承継
- 2 [PHONE APPLI PEOPLE](#) サービス契約者の氏名等の変更の届出
- 3 [PHONE APPLI PEOPLE](#) サービス契約に係るアプリケーションの利用条件
- 4 [PHONE APPLI PEOPLE](#) サービスにおける禁止事項
- 5 新聞社等の基準
- 6 支払証明書の発行
- 7 名刺データ入力サービス

料金表
通則

- 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）
- 第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）
- 第3表 附帯サービスに関する料金

別表1 一般データ保護規則条件
別表2 標準契約条項（処理者）

附則

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に基づき、この[連絡とれるくん](#)サービス利用規約(料金表を含みます。以下「本規約」といいます。)を定め、これにより[連絡とれるくん](#)サービスを提供します。

(注) 本条のほか、当社は、[連絡とれるくん](#)サービスに附帯するサービス(以下「附帯サービス」といいます。)を本規約により提供します。

(規約の変更)

第2条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト

(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>) 上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の規約の効力発生後、[連絡とれるくん](#)サービス契約者が特段の申出なく[連絡とれるくん](#)サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他[連絡とれるくん](#)サービス契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、[連絡とれるくん](#)サービス契約者がかかる変更同意したものとみなします。

この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(規約の公表)

第3条 当社は、当社のWebサイト

(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>) において、本規約を公表します。

(定義)

第4条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信	有線、無線その他の電磁式方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え又は受け取ること
2 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
3 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の用に供すること

(規約の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に基づき、この[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス利用規約(料金表を含みます。以下「本規約」といいます。)を定め、これにより[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスを提供します。

(注) 本条のほか、当社は、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスに附帯するサービス(以下「附帯サービス」といいます。)を本規約により提供します。

(規約の変更)

第2条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト

(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>) 上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の規約の効力発生後、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者が特段の申出なく[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者がかかる変更同意したものとみなします。

この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(規約の公表)

第3条 当社は、当社のWebサイト

(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>) において、本規約を公表します。

(定義)

第4条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信	有線、無線その他の電磁式方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え又は受け取ること
2 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
3 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の用に供すること

4 端末設備	電気通信回線の終端（サービス接続点及び相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
5 自営端末設備	連絡とれるくん サービス契約者が設置する端末設備
6 連絡とれるくん サービス	株式会社Phone Appliによる卸電気通信役務を利用して、当社が提供するWEB電話帳、名刺管理機能、発着信履管理を行うことができるサービス及びそれにかかわるサービスのこと
7 連絡とれるくん サービス取扱所	(1) 連絡とれるくん サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により 連絡とれるくん サービスに関する契約事務を行う者の事業所
8 連絡とれるくん サービス契約	当社が提供する 連絡とれるくん サービスを受けるための契約
9 連絡とれるくん サービス契約者	当社が提供する 連絡とれるくん サービスを受けるための契約を締結している者
10 連絡とれるくん サービス契約者識別符号	連絡とれるくん サービス契約者を識別するための符号であって、 連絡とれるくん 利用契約に基づいて当社が 連絡とれるくん サービス契約者に割り当てるもの
11 料金月	暦月の起算日（当社が 連絡とれるくん サービス契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます

4 端末設備	電気通信回線の終端（サービス接続点及び相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
5 自営端末設備	PHONE APPLI PEOPLE サービス契約者が設置する端末設備
6 PHONE APPLI PEOPLE サービス	株式会社Phone Appliによる卸電気通信役務を利用して、当社が提供するWEB電話帳、名刺管理機能、発着信履管理を行うことができるサービス及びそれにかかわるサービスのこと
7 PHONE APPLI PEOPLE サービス取扱所	(1) PHONE APPLI PEOPLE サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により PHONE APPLI PEOPLE サービスに関する契約事務を行う者の事業所
8 PHONE APPLI PEOPLE サービス契約	当社が提供する PHONE APPLI PEOPLE サービスを受けるための契約
9 PHONE APPLI PEOPLE サービス契約者	当社が提供する PHONE APPLI PEOPLE サービスを受けるための契約を締結している者
10 PHONE APPLI PEOPLE サービス契約者識別符号	PHONE APPLI PEOPLE サービス契約者を識別するための符号であって、 PHONE APPLI PEOPLE 利用契約に基づいて当社が PHONE APPLI PEOPLE サービス契約者に割り当てるもの
11 料金月	暦月の起算日（当社が PHONE APPLI PEOPLE サービス契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます

12 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
-----------	---

第2章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1の連絡とれるくんサービス契約者識別番号につき1の連絡とれるくんサービス契約を締結します。この場合においては、連絡とれるくんサービス契約者は、1の連絡とれるくんサービス契約につき1人に限ります。

(連絡とれるくんサービス契約申込の方法)

第6条 連絡とれるくんサービス契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社が指定する方法により連絡とれるくんサービス契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 契約ID数
- (2) 共有・個人電話帳登録 追加件数
- (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(連絡とれるくんサービス契約申込みの承諾)

第7条 当社は、連絡とれるくんサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その連絡とれるくんサービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 連絡とれるくんサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 連絡とれるくんサービス契約の申込みをした者が、連絡とれるくんサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 連絡とれるくんサービス契約の申込みをした者が、第15条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、連絡とれるくんサービスの利用を停止されている、又は連絡とれるくんサービス契約の解除を受けたことがあるとき。

12 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
-----------	---

第2章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1のPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者識別番号につき1のPHONE APPLI PEOPLEサービス契約を締結します。この場合においては、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者は、1のPHONE APPLI PEOPLEサービス契約につき1人に限ります。

(PHONE APPLI PEOPLEサービス契約申込の方法)

第6条 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社が指定する方法によりPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 契約ID数
- (2) 共有・個人電話帳登録 追加件数
- (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(PHONE APPLI PEOPLEサービス契約申込みの承諾)

第7条 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) PHONE APPLI PEOPLEサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みをした者が、PHONE APPLI PEOPLEサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みをした者が、第15条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、PHONE APPLI PEOPLEサービスの利用を停止されている、又はPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の解除を受けたことがあるとき。

- (4) 連絡とれるくんサービス契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
- (5) 連絡とれるくんサービス契約の申込みをした者が、第34条（利用に係る連絡とれるくんサービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) その他当社の連絡とれるくんサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（契約 I D 数等の変更）

第8条 当社は、連絡とれるくんサービス契約者から申し込みがあったときは、契約 I D 数及び共有・個人電話帳登録件数の変更を行います。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第7条（連絡とれるくんサービス契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

第9条 当社は、連絡とれるくんサービス契約者から請求があったときは、第6条（連絡とれるくんサービス契約申込みの方法）に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第7条（連絡とれるくんサービス契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（連絡とれるくんサービス契約に基づく権利の譲渡）

第10条 連絡とれるくんサービス利用権（連絡とれるくんサービス契約者が連絡とれるくんサービス契約に基づいて連絡とれるくんサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 連絡とれるくんサービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定により連絡とれるくんサービス利用権の譲渡の承認を求めら

- (4) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
- (5) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みをした者が、第34条（利用に係るPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) その他当社のPHONE APPLI PEOPLEサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（契約 I D 数等の変更）

第8条 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者から申し込みがあったときは、契約 I D 数及び共有・個人電話帳登録件数の変更を行います。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第7条（PHONE APPLI PEOPLEサービス契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

第9条 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者から請求があったときは、第6条（PHONE APPLI PEOPLEサービス契約申込みの方法）に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第7条（PHONE APPLI PEOPLEサービス契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（PHONE APPLI PEOPLEサービス契約に基づく権利の譲渡）

第10条 PHONE APPLI PEOPLEサービス利用権（PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者がPHONE APPLI PEOPLEサービス契約に基づいてPHONE APPLI PEOPLEサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 PHONE APPLI PEOPLEサービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定により PHONE APPLI PEOPLEサービス利用

れたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 連絡とれるくんサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) 連絡とれるくんサービス契約の申込みをした者が、連絡とれるくんサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 連絡とれるくんサービス契約の申込みをした者が、第15条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、連絡とれるくんサービスの利用を停止されている、又は連絡とれるくんサービス契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 連絡とれるくんサービス契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。

(5) 連絡とれるくんサービス契約の申込みをした者が、第34条（利用に係る連絡とれるくんサービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。

(6) その他当社の連絡とれるくんサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 連絡とれるくんサービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、連絡とれるくんサービス契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(連絡とれるくんサービス契約者が行う連絡とれるくんサービス契約の解除)

第11条 当社は、契約者が連絡とれるくんサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ連絡とれるくんサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う連絡とれるくんサービス契約の解除)

第12条 当社は、第15条（利用停止）の規定により連絡とれるくんサービスの利用を停止された連絡とれるくんサービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その連絡とれるくんサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、連絡とれるくんサービス契約者が第15条（利用中止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の連絡とれるくんサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、連絡とれるくんサービスの利用停止をしないでその連絡とれるくんサービス契約を解除することがあります。

権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) PHONE APPLI PEOPLEサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みをした者が、PHONE APPLI PEOPLEサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みをした者が、第15条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、PHONE APPLI PEOPLEサービスの利用を停止されている、又はPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。

(5) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みをした者が、第34条（利用に係るPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。

(6) その他当社のPHONE APPLI PEOPLEサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 PHONE APPLI PEOPLEサービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が行うPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の解除)

第11条 当社は、契約者がPHONE APPLI PEOPLEサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめPHONE APPLI PEOPLEサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行うPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の解除)

第12条 当社は、第15条（利用停止）の規定によりPHONE APPLI PEOPLEサービスの利用を停止されたPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのPHONE APPLI PEOPLEサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が第15条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のPHONE APPLI PEOPLEサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、PHONE APPLI PEOPLEサービスの利用停止をしないでそのPHONE APPLI PEOPLE

3 当社は、前2項の規定により、その連絡とれるくんサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ連絡とれるくんサービス契約者にそのことを通知します。

(連絡とれるくんサービス契約に係るその他の提供条件)

第13条 連絡とれるくんサービス契約に係るその他の提供条件については、別記1、別記2、及び別記3に定めるところによります。

第3章 付加機能

(付加機能の提供)

第13条の2 当社は、連絡とれるくんサービス契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。この場合において、登録限定ユーザ機能、トーク機能、安否確認機能及び安否表示機能については登録限定ユーザ機能利用ID数、トーク機能利用ID数、安否確認機能ID数及び安否表示機能ID数を当社に申し出ていただきます。

(1)付加機能を提供することが技術上著しく困難なとき。

(2)付加機能の提供を請求した連絡とれるくんサービス契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3)付加機能の提供を請求した連絡とれるくんサービス契約者が、第15条(利用停止)第

1項各号の規定のいずれかに該当し、連絡とれるくんサービスの利用を停止されている、又は連絡とれるくんサービス契約の解除を受けたことがあるとき。

(4)付加機能の提供を請求した連絡とれるくんサービス契約者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。

(5)その他当社の連絡とれるくんサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

2 連絡とれるくんサービス契約者は、登録限定ユーザ機能、トーク機能、安否確認機能及び安否表示機能の登録限定ユーザ機能利用ID数、トーク機能利用ID数、安否確認機能ID数及び安否表示機能ID数の変更を請求することができます。

(付加機能の廃止)

第13条の3 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

(1) 連絡とれるくんサービス契約者からその付加機能の廃止の申出があったとき。

(2)

PLEサービス契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、そのPHONE APPLI PEOPLEサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者にそのことを通知します。

(PHONE APPLI PEOPLEサービス契約に係るその他の提供条件)

第13条 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約に係るその他の提供条件については、別記1、別記2、及び別記3に定めるところによります。

第3章 付加機能

(付加機能の提供)

第13条の2 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。この場合において、登録限定ユーザ機能、トーク機能、安否確認機能及び安否表示機能については登録限定ユーザ機能利用ID数、トーク機能利用ID数、安否確認機能ID数及び安否表示機能ID数を当社に申し出ていただきます。

(1)付加機能を提供することが技術上著しく困難なとき。

(2)付加機能の提供を請求したPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3)付加機能の提供を請求したPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が、第15条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、PHONE APPLI PEOPLEサービスの利用を停止されている、又はPHONE A

PPLI PEOPLEサービス契約の解除を受けたことがあるとき。

(4)付加機能の提供を請求したPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。

(5)その他当社のPHONE APPLI PEOPLEサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

2 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者は、登録限定ユーザ機能、トーク機能、安否確認機能及び安否表示機能の登録限定ユーザ機能利用ID数、トーク機能利用ID数、安否確認機能ID数及び安否表示機能ID数の変更を請求することができます。

(付加機能の廃止)

第13条の3 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

(1) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者からその付加機能の廃止の申出があったとき。

(2)その付加機能の提供を受けている連絡とれるくんサービス契約の解除があったとき。

第4章 利用中止等

(利用中止)

第14条 当社は、次の場合には、その連絡とれるくんサービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備（卸電気通信役務の設備を含みます。以下同じとします。）の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 当社の電気通信設備を不正アクセスから防御する必要があるとき。

(3) 連絡とれるくんサービスが正常に動作せず、連絡とれるくんサービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。

(4) 第16条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により連絡とれるくんサービスの一部又は全部の利用を中止するときは、あらかじめそのことを連絡とれるくんサービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第15条 当社は、連絡とれるくんサービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その連絡とれるくんサービスの料金その他の債務（この規約の規定により、支払いを要することとなった連絡とれるくんサービスの料金用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その連絡とれるくんサービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第34条（利用に係る連絡とれるくんサービス契約者の義務）の規定に違反したとき。

(3) 前2号のほか、この規約の規定に反する行為であって、連絡とれるくんサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又

(2)その付加機能の提供を受けている PHONE APPLI PEOPLE サービス契約の解除があったとき。

第4章 利用中止等

(利用中止)

第14条 当社は、次の場合には、その PHONE APPLI PEOPLE サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備（卸電気通信役務の設備を含みます。以下同じとします。）の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 当社の電気通信設備を不正アクセスから防御する必要があるとき。

(3) PHONE APPLI PEOPLE サービスが正常に動作せず、PHONE APPLI PEOPLE サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。

(4) 第16条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により PHONE APPLI PEOPLE サービスの一部又は全部の利用を中止するときは、あらかじめそのことを PHONE APPLI PEOPLE サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第15条 当社は、PHONE APPLI PEOPLE サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その PHONE APPLI PEOPLE サービスの料金その他の債務（この規約の規定により、支払いを要することとなった PHONE APPLI PEOPLE サービスの料金用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その PHONE APPLI PEOPLE サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第34条（利用に係る PHONE APPLI PEOPLE サービス契約者の義務）の規定に違反したとき。

(3) 前2号のほか、この規約の規定に反する行為であって、PHONE APPLI PEOPLE サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に

は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により連絡とれるくんサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を連絡とれるくんサービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5章 通信

(通信利用の制限等)

第16 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線又は加入者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記5の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により PHONE APPLI PEOPLEサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5章 通信

(通信利用の制限等)

第16 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線又は加入者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記5の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 [連絡とれるくん](#)サービス契約者が行う通信は、次の場合には、制限されることがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
- (2) 当社の契約約款及び料金表の規定により、その通信が制限されるとき。

3 当社は、[連絡とれるくん](#)サービス契約者が[連絡とれるくん](#)サービスに係る電気通信設備に接続した場合において一定時間通信を行わないときは、その接続を切断することがあります。

4 当社は、当社の電気通信設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、[連絡とれるくん](#)サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

(回線による制約)

第17条 [連絡とれるくん](#)サービス契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、電気通信サービスを使用することができない場合においては、[連絡とれるくん](#)サービスを利用することができない場合があります。その場合において[連絡とれるくん](#)サービス契約者が[連絡とれるくん](#)サービスを利用している場合、その[連絡とれるくん](#)サービスの通信が切断される事があります。

第6章 料金等

(料金)

第18条 当社が提供する[連絡とれるくん](#)サービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する利用料金、手続きに関する料金とし、利用料金は、当社が提供する[連絡とれるくん](#)サービスの態様に応じて適用します。

(利用料金の支払義務)

第19条 [連絡とれるくん](#)サービス契約者は、その[連絡とれるくん](#)サービス契約に基づいて[連絡とれるくん](#)サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)を含む料金月の翌料金月から起算して、[連絡とれるくん](#)サービス契約の解除があった日(付加機能については、その廃止のあった日)の前日を含む料金月までの期間(提供を開始した日と解除のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する利用料金の支払いを要します。

2 [PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者が行う通信は、次の場合には、制限されることがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
- (2) 当社の契約約款及び料金表の規定により、その通信が制限されるとき。

3 当社は、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者が[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスに係る電気通信設備に接続した場合において一定時間通信を行わないときは、その接続を切断することがあります。

4 当社は、当社の電気通信設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

(回線による制約)

第17条 [PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、電気通信サービスを使用することができない場合においては、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスを利用することができない場合があります。その場合において[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者が[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスを利用している場合、その[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスの通信が切断される事があります。

第6章 料金等

(料金)

第18条 当社が提供する[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する利用料金、手続きに関する料金とし、利用料金は、当社が提供する[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスの態様に応じて適用します。

(利用料金の支払義務)

第19条 [PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者は、その[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約に基づいて[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)を含む料金月の翌料金月から起算して、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約の解除があった日(付加機能については、その廃止のあった日)の前日を含む料金月までの期間(提供を開始した日と解除のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。)について、

2 前項の期間において、連絡とれるくんサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、連絡とれるくんサービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、連絡とれるくんサービス契約者は、次の場合を除き、連絡とれるくんサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 <u>連絡とれるくん</u> サービス契約者の責めによらない理由により、その <u>連絡とれるくん</u> サービスサービスを全く利用できない状態（その <u>連絡とれるくん</u> サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその <u>連絡とれるくん</u> サービスについての料金

料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、PHONE APPLI PEOPLEサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者は、次の場合を除き、PHONE APPLI PEOPLEサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 <u>PHONE APPLI PEOP LE</u> サービス契約者の責めによらない理由により、その <u>PHONE APP LI PEOPLE</u> サービスを全く利用できない状態（その <u>PHO NE APPLI PEOPLE</u> サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその <u>PH ONE APPLI PEOP LE</u> サービスについての料金

<p>2 当社の故意又は重大な過失によりその<u>連絡とれるくん</u>サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその<u>連絡とれるくん</u>サービスについての料金</p>	<p>2 当社の故意又は重大な過失によりその<u>PHONE APPLI PEOP LE</u>サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその<u>PHONE APPLI PEOPLE</u>サービスについての料金</p>
<p>3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>(手続きに関する料金の支払義務)</p> <p>第20条 <u>連絡とれるくん</u>サービス契約者は、<u>連絡とれるくん</u>サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>(工事費の支払義務)</p> <p>第21条 <u>連絡とれるくん</u>サービス契約の申込みの請求をし、その承諾を受けたときは、<u>連絡とれるくん</u>サービス契約者は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。</p> <p>ただし、工事の着手前にその<u>連絡とれるくん</u>サービス契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りでありません。この場合においては、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。</p> <p>2 工事の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、<u>連絡とれるくん</u>サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>(料金の計算方法等)</p>		<p>3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>(手続きに関する料金の支払義務)</p> <p>第20条 <u>PHONE APPLI PEOPLE</u>サービス契約者は、<u>PHONE APPLI PEOPLE</u>サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>(工事費の支払義務)</p> <p>第21条 <u>PHONE APPLI PEOPLE</u>サービス契約の申込みの請求をし、その承諾を受けたときは、<u>PHONE APPLI PEOPLE</u>サービス契約者は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。</p> <p>ただし、工事の着手前にその<u>PHONE APPLI PEOPLE</u>サービス契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りでありません。この場合においては、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。</p> <p>2 工事の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、<u>PHONE APPLI PEOPLE</u>サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>(料金の計算方法等)</p>	

第22条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第23条 [連絡とれるくん](#) サービス契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第24条 [連絡とれるくん](#) サービス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までに日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

(債権の譲渡)

第25条 [連絡とれるくん](#) 契約者は、当社が、この規約の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、[連絡とれるくん](#) サービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(注) 本条に規定する当社が別に定める事業者は、NTTファイナンス株式会社とします。

第7章 保守

(契約者の切分責任)

第26条 [連絡とれるくん](#) サービス契約者は、[連絡とれるくん](#) サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は電気通信サービスに故障のないこ

第22条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第23条 [PHONE APPLI PEOPLE](#) サービス契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第24条 [PHONE APPLI PEOPLE](#) サービス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までに日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

(債権の譲渡)

第25条 [PHONE APPLI PEOPLE](#) 契約者は、当社が、この規約の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、[PHONE APPLI PEOPLE](#) サービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(注) 本条に規定する当社が別に定める事業者は、NTTファイナンス株式会社とします。

第7章 保守

(契約者の切分責任)

第26条 [PHONE APPLI PEOPLE](#) サービス契約者は、[PHONE APPLI PEOPLE](#) サービスを利用することができなくなったときは、その自

とを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、連絡とれるくんサービス契約者から請求があったときは、当社は、連絡とれるくんサービス取扱所において試験を行い、その結果を連絡とれるくんサービス契約者にお知らせします。

(修理又は復旧の順位)

第27条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第16条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記5の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）

営端末設備又は電気通信サービスに故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者から請求があったときは、当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス取扱所において試験を行い、その結果をPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者にお知らせします。

(修理又は復旧の順位)

第27条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第16条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記5の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）

3	第1順位及び第2順位に該当しないもの
---	--------------------

(注) 当社は、当社又は特定協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線若しくは加入者回線を収容する交換設備等を変更することがあります。

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第28条 当社は、連絡とれるくんサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その連絡とれるくんサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その連絡とれるくんサービス契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、連絡とれるくんサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により連絡とれるくんサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 天災、地変、その他当社の責めに帰すべからざる理由により、連絡とれるくん契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社は責任を負わないものとします。

5 連絡とれるくん契約者が連絡とれるくんサービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、連絡とれるくん契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

(免責)

第29条 当社は、前条の場合を除き、連絡とれるくん契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害について請求しないものとします。

2 前条の規定にかかわらず、連絡とれるくん契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

3	第1順位及び第2順位に該当しないもの
---	--------------------

(注) 当社は、当社又は特定協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線若しくは加入者回線を収容する交換設備等を変更することがあります。

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第28条 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのPHONE APPLI PEOPLEサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりPHONE APPLI PEOPLEサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 天災、地変、その他当社の責めに帰すべからざる理由により、PHONE APPLI PEOPLE契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社は責任を負わないものとします。

5 PHONE APPLI PEOPLE契約者がPHONE APPLI PEOPLEサービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、PHONE APPLI PEOPLE契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

(免責)

第29条 当社は、前条の場合を除き、PHONE APPLI PEOPLE契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害について請求しないものとします。

2 前条の規定にかかわらず、PHONE APPLI PEOPLE契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

せないものとしします。

3 前条の規定にかかわらず、当社は、[連絡とれるくん](#)サービスの利用により生じる結果について、[連絡とれるくん](#)契約者に対し、[連絡とれるくん](#)サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任を負担しないものとしします。

4 この規約に定める免責に関する事項は、この規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第9章 データ等の取り扱い

(データ等の取り扱い)

第30条 第28条(責任の制限)の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されたデータが、滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合には、これにより[連絡とれるくん](#)サービス契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとしします。

(データ等の利用)

第31条 当社は当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は[連絡とれるくん](#)サービスの維持運営のため、当社の電気通信設備に保存されたデータ等を確認、複写又は複製することがあります。

(データ等の削除)

第32条 第30条(データ等の取り扱い)に規定するほか、当社は、第11条(契約者が行う[連絡とれるくん](#)サービス契約の解除)又は第12条(当社が行う[連絡とれるくん](#)サービス契約の解除)の[連絡とれるくん](#)サービス契約の解除があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを削除します。この場合において、当社は、[連絡とれるくん](#)サービス契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとしします。

第10章 雑則

(承諾の限界)

し、当社に責任を負担させないものとしします。

3 前条の規定にかかわらず、当社は、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスの利用により生じる結果について、[PHONE APPLI PEOPLE](#)契約者に対し、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任を負担しないものとしします。

4 この規約に定める免責に関する事項は、この規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第9章 データ等の取り扱い

(データ等の取り扱い)

第30条 第28条(責任の制限)の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されたデータが、滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合には、これにより[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとしします。

(データ等の利用)

第31条 当社は当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスの維持運営のため、当社の電気通信設備に保存されたデータ等を確認、複写又は複製することがあります。

(データ等の削除)

第32条 第30条(データ等の取り扱い)に規定するほか、当社は、第11条(契約者が行う[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約の解除)又は第12条(当社が行う[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約の解除)の[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約の解除があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを削除します。この場合において、当社は、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとしします。

第10章 雑則

(承諾の限界)

第33条 当社は、連絡とれるくんサービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等連絡とれるくんサービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合においては、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(サービスの廃止)

第33条の2 当社は、連絡とれるくんサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定による連絡とれるくんサービスの全部又は一部の廃止があったときは、その連絡とれるくんサービスの全部又は一部に係る契約は解除します。
- 3 当社は、連絡とれるくんサービスの全部又は一部の廃止に伴い、連絡とれるくんサービス契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第1項の規定により連絡とれるくんサービスを廃止するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ連絡とれるくんサービス契約者に通知します。

(利用に係る連絡とれるくんサービス契約者の義務)

第34条 当社は、連絡とれるくんサービス契約者に次のことを守っていただきます。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為を行わないこと。
- (3) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと。
- (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で連絡とれるくんサービスを利用しないこと。
また、別記4 (連絡とれるくんサービスにおける禁止事項) に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

第33条 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等PHONE APPLI PEOPLEサービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合においては、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(サービスの廃止)

第33条の2 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定によるPHONE APPLI PEOPLEサービスの全部又は一部の廃止があったときは、そのPHONE APPLI PEOPLEサービスの全部又は一部に係る契約は解除します。
- 3 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービスの全部又は一部の廃止に伴い、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第1項の規定によりPHONE APPLI PEOPLEサービスを廃止するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に通知します。

(利用に係るPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の義務)

第34条 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に次のことを守っていただきます。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為を行わないこと。
- (3) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと。
- (4)他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でPHONE APPLI PEOPLEサービスを利用しないこと。
また、別記4 (PHONE APPLI PEOPLEサービスにおける禁

す。

- 2 当社は、[連絡とれるくん](#)サービス契約者が前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を[連絡とれるくん](#)サービス契約者に負担していただきます。
- 3 [連絡とれるくん](#)サービス契約者は、当社から割り当てられた[連絡とれるくん](#)契約者識別符号（暗証符号を含みます。）を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはなりません。
- 4 [連絡とれるくん](#)サービス契約者が前項の規定に反し、[連絡とれるくん](#)サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断をした場合、当社は[連絡とれるくん](#)サービス契約者識別符号等の変更その他必要な措置をとる場合があります。
- 5 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を[連絡とれるくん](#)サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(知的所有権)

第35条 [連絡とれるくん](#)サービスにおいて当社が[連絡とれるくん](#)サービス契約者に提供する一切の著作物（本規約、インタフェース条件資料、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含みます。以下本条において「提供物」といいます。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、株式会社 P h o n e A p p l i 又はその他正当な権利者に帰属するものとします。

2 [連絡とれるくん](#)サービス契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。

- (1) [連絡とれるくん](#)サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製、改変、編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又逆アセンブルを行わないこと。

止事項)に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

- 2 当社は、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者が前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者に負担していただきます。
- 3 [PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者は、当社から割り当てられた[PHONE APPLI PEOPLE](#)契約者識別符号（暗証符号を含みます。）を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはなりません。
- 4 [PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者が前項の規定に反し、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断をした場合、当社は[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者識別符号等の変更その他必要な措置をとる場合があります。
- 5 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(知的所有権)

第35条 [PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスにおいて当社が[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者に提供する一切の著作物（本規約、インタフェース条件資料、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含みます。以下本条において「提供物」といいます。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、株式会社 P h o n e A p p l i 又はその他正当な権利者に帰属するものとします。

2 [PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。

- (1) [PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製、改変、編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又逆アセンブルを行わないこと。

- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
- 3 本条の規定は、[連絡とれるくん](#)サービス契約の終了後も効力を有するものとします。

(再販の禁止)

第36条 [連絡とれるくん](#)サービス契約者は書面による当社の同意なく、再販できないものとします。

(個人情報の取り扱い)

第37条 当社は、[連絡とれるくん](#)サービスの提供にあたり、当社が取得する[連絡とれるくん](#)サービス契約者に係る個人情報（以下、本条において「契約者個人情報」といいます。）の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。

- 2 当社は、当社が保有している契約者個人情報について[連絡とれるくん](#)サービス契約者から開示の請求があったときは、原則として開示をします。
- 3 [連絡とれるくん](#)サービス契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当契約者個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。
- 4 欧州経済地域の個人情報を含む[連絡とれるくん](#)サービス契約者データ（以下、「EEA個人データ」といいます。）の処理又は再処理を当社が行う場合、別表1に掲載する一般データ保護規則条件が適用されます。
- 5 [連絡とれるくん](#)サービスの利用によるEEA個人データの移転には、別表2に掲載する標準契約条項（処理者）が適用されるものとします。

(特約)

第38条 この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します

([連絡とれるくん](#)サービス契約者に対する通知)

第38条の2 [連絡とれるくん](#)サービス契約者に対する通知は、当社の判断により、次

- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
- 3 本条の規定は、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約の終了後も効力を有するものとします。

(再販の禁止)

第36条 [PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者は書面による当社の同意なく、再販できないものとします。

(個人情報の取り扱い)

第37条 当社は、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスの提供にあたり、当社が取得する[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者に係る個人情報（以下、本条において「契約者個人情報」といいます。）の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。

- 2 当社は、当社が保有している契約者個人情報について[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者から開示の請求があったときは、原則として開示をします。
- 3 [PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当契約者個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。
- 4 欧州経済地域の個人情報を含む[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者データ（以下、「EEA個人データ」といいます。）の処理又は再処理を当社が行う場合、別表1に掲載する一般データ保護規則条件が適用されます。
- 5 [PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスの利用によるEEA個人データの移転には、別表2に掲載する標準契約条項（処理者）が適用されるものとします。

(特約)

第38条 この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します

([PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者に対する通知)

第38条の2 [PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者に対する通知

のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、連絡とれるくんサービス契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2) 連絡とれるくんサービス契約者が連絡とれるくんサービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た連絡とれるくん契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、連絡とれるくんサービス契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) 連絡とれるくんサービス契約者が連絡とれるくんサービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た連絡とれるくん契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、連絡とれるくんサービス契約者に対する通知が完了したものとします。
- (4) 当社が連絡とれるくんサービス契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、連絡とれるくんサービス契約者に対する通知が完了したものとします。
- (5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、連絡とれるくんサービス契約者に対する通知が完了したものとします。

第11章 附帯サービス

(附帯サービス)

第39条 連絡とれるくんサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記6

は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者がPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たPHONE APPLI PEOPLE契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者がPHONE APPLI PEOPLEサービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たPHONE APPLI PEOPLE契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知が完了したものとします。
- (4) 当社がPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知が完了したものとします。
- (5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対する通知が完了したものとします。

第11章 附帯サービス

(附帯サービス)

第39条 PHONE APPLI PEOPLEサービスに関する附帯サービスの

及び別記7に定めるところによります。

別記

1 連絡とれるくんサービス契約者の地位の承継

- (1) 第10条 (連絡とれるくんサービス契約に基づく権利の譲渡) に規定するほか、相続又は法人の合併若しくは分割により連絡とれるくんサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて連絡とれるくんサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

2 連絡とれるくんサービス契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 連絡とれるくんサービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他連絡とれるくんサービス契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかに連絡とれるくんサービス取扱所に届け出て頂きます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 前号に規定する変更の届出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

3 連絡とれるくんサービス契約に係るアプリケーションの利用条件

- (1) 連絡とれるくんサービスの利用に際して、連絡とれるくんアプリケーションを利用する場合は、株式会社Phone Appli提供のアプリケーションを利用することとします。利用に際しては、株式会社Phone Appliの定める『連絡とれるくん用アプリケーションソフトウェア利用規約』に定めるところに従うものとします。

株式会社Phone Appliのホームページ (<https://phoneappli.net/product/agreement/renraku/>) に利用規約を公表します。

- (2) 株式会社Phone Appli提供のアプリケーション利用に関する損害賠償については、株式会社Phone Appliの定めるところに従うものとします。

取扱いについては、別記6及び別記7に定めるところによります。

別記

1 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の地位の承継

- (1) 第10条 (PHONE APPLI PEOPLEサービス契約に基づく権利の譲渡) に規定するほか、相続又は法人の合併若しくは分割によりPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてPHONE APPLI PEOPLEサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

2 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の氏名等の変更の届出

- (1) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他PHONE APPLI PEOPLEサービス契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかにPHONE APPLI PEOPLEサービス取扱所に届け出て頂きます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 前号に規定する変更の届出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

3 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約に係るアプリケーションの利用条件

- (1) PHONE APPLI PEOPLEサービスの利用に際して、PHONE APPLI PEOPLEアプリケーションを利用する場合は、株式会社Phone Appli提供のアプリケーションを利用することとします。利用に際しては、株式会社Phone Appliの定める『PHONE APPLI PEOPLE用アプリケーションソフトウェア利用規約』に定めるところに従うものとします。

株式会社Phone Appliのホームページ (<https://phoneappli.net/product/agreement/renraku/>) に利用規約を公表します。

- (2) 株式会社Phone Appli提供のアプリケーション利用に関する損害賠償については、株式会社Phone Appliの定めるところに従うものとします。

ます。

4 連絡とれるくんサービスにおける禁止事項

連絡とれるくん契約者は連絡とれるくんサービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 連絡とれるくんサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (3) 他人になりすまして連絡とれるくんサービスを利用する行為
- (4) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (5) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (6) ふくそうを発生させることにより連絡とれるくんサービスを利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える、又は与えるおそれのある様態において通信を行う行為
- (7) 当社の推奨しないソフトウェア等を使用し、又はソフトウェア等が変更された場合においてその使用するソフトウェア等を速やかに変更せずに継続して使用する行為
- (8) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断する行為
- (9) 利用料金の支払いを不当に免れる態様で、契約 I D 数等の変更を行う行為
- (10) 前各号に明示されたもののほか、法令（主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインを含みます。）に反する行為又は前各号に類する行為

5 新聞社等の基準

区 分	基 準
新聞社	<p>次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社</p> <p>(1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。</p> <p>(2)発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。</p>

ます。

4 PHONE APPLI PEOPLEサービスにおける禁止事項

PHONE APPLI PEOPLE契約者はPHONE APPLI PEOPLEサービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) PHONE APPLI PEOPLEサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (3) 他人になりすましてPHONE APPLI PEOPLEサービスを利用する行為
- (4) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (5) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (6) ふくそうを発生させることによりPHONE APPLI PEOPLEサービスを利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える、又は与えるおそれのある様態において通信を行う行為
- (7) 当社の推奨しないソフトウェア等を使用し、又はソフトウェア等が変更された場合においてその使用するソフトウェア等を速やかに変更せずに継続して使用する行為
- (8) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断する行為
- (9) 利用料金の支払いを不当に免れる態様で、契約 I D 数等の変更を行う行為
- (10) 前各号に明示されたもののほか、法令（主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインを含みます。）に反する行為又は前各号に類する行為

5 新聞社等の基準

区 分	基 準
新聞社	<p>次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社</p> <p>(1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。</p> <p>(2)発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。</p>

放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

6 支払証明書の発行

- (1) 当社は、[連絡とれるくん](#)サービス契約者から請求があったときは、その[連絡とれるくん](#)サービス及び附帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) [連絡とれるくん](#)サービス契約者は(1)の規定による請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

7 名刺データ入力サービス

- (1) 当社は、[連絡とれるくん](#)サービス契約者から請求があったときは、当社の電気通信設備に保存された名刺画像データ（当社が指定するファイル形式のものに限ります。）をオペレータにより入力の代行を行います。
- (2) この場合においては、[連絡とれるくん](#)サービス契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

料金表 通則

（料金の計算方法等）

- 1 当社は、[連絡とれるくん](#)サービス契約者がその[連絡とれるくん](#)サービス契約に基づき支払う利用料金は、料金月に従って計算します。
- 2 当社は、第19条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するときに限り、その利用料金を日割りすることとし、その他の場合については、その利用料金を日割りしません。
- 3 2の規定による利用料金の日割は料金月の日数により行います。この場合においては、第19条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日

放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

6 支払証明書の発行

- (1) 当社は、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者から請求があったときは、その[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス及び附帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) [PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者は(1)の規定による請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

7 名刺データ入力サービス

- (1) 当社は、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者から請求があったときは、当社の電気通信設備に保存された名刺画像データ（当社が指定するファイル形式のものに限ります。）をオペレータにより入力の代行を行います。
- (2) この場合においては、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

料金表 通則

（料金の計算方法等）

- 1 当社は、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者がその[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約に基づき支払う利用料金は、料金月に従って計算します。
- 2 当社は、第19条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するときに限り、その利用料金を日割りすることとし、その他の場合については、その利用料金を日割りしません。
- 3 2の規定による利用料金の日割は料金月の日数により行います。この場合においては、第19条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日

とみなします。

- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 [連絡とれるくん](#) サービス契約者は、料金及び工事に関する費用について当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、[連絡とれるくん](#) サービス契約者の承諾（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）[第22条の2の2](#)に規定する説明を事前に行った場合を含みます。）を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- 9 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

- 10 当社は、料金について、[連絡とれるくん](#) サービス契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 10に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 11 第19条（利用料金の支払義務）から第21条（工事費の支払義務）までの規定その他この規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。））に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

とみなします。

- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 [PHONE APPLI PEOPLE](#) サービス契約者は、料金及び工事に関する費用について当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、[PHONE APPLI PEOPLE](#) サービス契約者の承諾（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）[第22条の2の3](#)に規定する説明を事前に行った場合を含みます。）を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- 9 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

- 10 当社は、料金について、[PHONE APPLI PEOPLE](#) サービス契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 10に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 11 第19条（利用料金の支払義務）から第21条（工事費の支払義務）までの規定その他この規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。））に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とし、かつこの料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容
(1)利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス利用基本料と加算料及び付加機能利用料を合算して適用します。
(2)サービス利用基本料の適用	ア サービス利用基本料は、2（料金額）に規定する額に料金月末日の契約ID数を乗じて得た額を適用します。 イ アの契約ID数は、当社が別に定める最低契約ID数を下限として適用します。 ウ サービス利用基本料には、1契約IDにつき1,000件（名刺画像データも含みます）の共有・個人電話帳登録機能を含みます。 (注) 当社が別に定める最低契約ID数は、5とします。
(3)加算料の適用	加算料は、1契約IDにつき1,000件を超える共有・個人電話帳登録機能の利用がある場合に、2（料金額）に規定する額を料金月末日に1,000件を超えて追加した共有・個人電話帳登録件数10,000件ごとに合算して適用します。
(4)付加機能利用料の適用	付加機能利用料は、その利用がある場合に、2（料金額）に規定する額に料金月末日の契約ID数、登録限定ユーザ機能利用ID数、トーク機能利用ID数、安否確認機能ID数及び安否表示機能ID数を乗じて得た額を適用します。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とし、かつこの料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容
(1)利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス利用基本料と加算料及び付加機能利用料を合算して適用します。
(2)サービス利用基本料の適用	ア サービス利用基本料は、2（料金額）に規定する額に料金月末日の契約ID数を乗じて得た額を適用します。 イ アの契約ID数は、当社が別に定める最低契約ID数を下限として適用します。 ウ サービス利用基本料には、1契約IDにつき1,000件（名刺画像データも含みます）の共有・個人電話帳登録機能を含みます。 (注) 当社が別に定める最低契約ID数は、5とします。
(3)加算料の適用	加算料は、1契約IDにつき1,000件を超える共有・個人電話帳登録機能の利用がある場合に、2（料金額）に規定する額を料金月末日に1,000件を超えて追加した共有・個人電話帳登録件数10,000件ごとに合算して適用します。
(4)付加機能利用料の適用	付加機能利用料は、その利用がある場合に、2（料金額）に規定する額に料金月末日の契約ID数、登録限定ユーザ機能利用ID数、トーク機能利用ID数、安否確認機能ID数及び安否表示機能ID数を乗じて得た額を適用します。

2 料金額		
2-1-1 サービス利用基本料		
区分	単位	料金額 (円)
サービス利用基本料	1 契約 I Dごとに月額	300円 (330円)

2-1-2 加算料		
区分	単位	料金額 (円)
加算料	共有・個人電話帳 登録 件数 追加 10,000 件ごとに月額	1,000円 (1,100円)

2-2 付加機能利用料

区分	単位	料金額 (円)
<u>Office 365 連携機能</u>	1 契約 I Dごとに月額	100円 (110円)
	備考 (1) 当社は、 <u>連絡とれるくん</u> サービス契約者から請求があったときは、 <u>Office 365連携</u> を利用した Azure AD連携機能、シングルサインオン、スケジュール連携を提供します。 (2) <u>Office 365</u> 連携側の設定により通信ができない場合があります。 (3) <u>Office 365</u> 連携からの接続方法や機能が制限される場合があります。 (4) <u>Office 365</u> 連携の仕様変更や動作変更により、サービス内容が変更となる場合があります。 (5) <u>Office 365</u> 連携する I Dは、サービス利用基本料における契約 I Dと同数とします。	
登録限定ユーザ機能	1 登録限定ユーザ機能利用 I Dごとに月額	100円 (110円)
	備考 当社は、 <u>連絡とれるくん</u> サービス契約者から請求があったとき	

2 料金額		
2-1-1 サービス利用基本料		
区分	単位	料金額 (円)
サービス利用基本料	1 契約 I Dごとに月額	300円 (330円)

2-1-2 加算料		
区分	単位	料金額 (円)
加算料	共有・個人電話帳 登録 件数 追加 10,000 件ごとに月額	1,000円 (1,100円)

2-2 付加機能利用料

区分	単位	料金額 (円)
<u>Microsoft 365 連携機能</u>	1 契約 I Dごとに月額	100円 (110円)
	備考 (1) 当社は、 <u>PHONE APPLI PEOPLE</u> サービス契約者から請求があったときは、 <u>Microsoft 365</u> 連携を利用した Azure AD連携機能、シングルサインオン、スケジュール連携を提供します。 (2) <u>Microsoft 365</u> 連携側の設定により通信ができない場合があります。 (3) <u>Microsoft 365</u> 連携からの接続方法や機能が制限される場合があります。 (4) <u>Microsoft 365</u> 連携の仕様変更や動作変更により、サービス内容が変更となる場合があります。 (5) <u>Microsoft 365</u> 連携する I Dは、サービス利用基本料における契約 I Dと同数とします。	
登録限定ユーザ機能	1 登録限定ユーザ機能利用 I Dごとに月額	100円 (110円)
	備考 当社は、 <u>PHONE APPLI PEOPLE</u> サービス契約者	

	は、登録限定ユーザ機能（ログインアカウントを持たず、社内電話帳への登録に限定したユーザIDをいいます。）を提供します。	
トーク機能	1 トーク機能利用IDごとに月額	100円（110円）
	備考 (1) トーク機能利用ID数は、2以上とします。 (2) 当社は、トーク機能におけるデータを90日間保存します。 (3) 当社は、本付加機能が契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証しません。	
安否確認機能	1 安否確認機能利用IDごとに月額	150円（165円）
	備考 (1) 当社は、 連絡とれるくん サービス契約者から請求があったときは、安否確認機能を提供します。 (2) 安否確認機能利用IDは、サービス利用基本料における契約ID及び登録限定ユーザ機能における契約IDの合計数とします。	
安否表示機能	1 安否表示機能利用IDごとに月額	100円（110円）
	備考 (1) 当社は、 連絡とれるくん サービス契約者（当社のBiz安否確認／一斉通報利用規約に定める契約者に限ります。）から請求があったときは、安否表示機能を提供します。 (2) 安否表示機能利用IDは、サービス利用基本料における契約ID及び登録限定ユーザ機能における契約IDの合計数とします。 (3) Biz安否確認／一斉通報の設定により通信ができない場合があります。 (4) Biz安否確認／一斉通報からの接続方法や機能が制限される場合があります。 (5) Biz安否確認／一斉通報の仕様変更や動作変更により、サービス内容が変更となる場合があります。	

第2 手続きに関する料金

	から請求があったときは、登録限定ユーザ機能（ログインアカウントを持たず、社内電話帳への登録に限定したユーザIDをいいます。）を提供します。	
トーク機能	1 トーク機能利用IDごとに月額	100円（110円）
	備考 (1) トーク機能利用ID数は、2以上とします。 (2) 当社は、トーク機能におけるデータを90日間保存します。 (3) 当社は、本付加機能が契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証しません。	
安否確認機能	1 安否確認機能利用IDごとに月額	150円（165円）
	備考 (1) 当社は、 PHONE APPLI PEOPLE サービス契約者から請求があったときは、安否確認機能を提供します。 (2) 安否確認機能利用IDは、サービス利用基本料における契約ID及び登録限定ユーザ機能における契約IDの合計数とします。	
安否表示機能	1 安否表示機能利用IDごとに月額	100円（110円）
	備考 (1) 当社は、 PHONE APPLI PEOPLE サービス契約者（当社のBiz安否確認／一斉通報利用規約に定める契約者に限ります。）から請求があったときは、安否表示機能を提供します。 (2) 安否表示機能利用IDは、サービス利用基本料における契約ID及び登録限定ユーザ機能における契約IDの合計数とします。 (3) Biz安否確認／一斉通報の設定により通信ができない場合があります。 (4) Biz安否確認／一斉通報からの接続方法や機能が制限される場合があります。 (5) Biz安否確認／一斉通報の仕様変更や動作変更により、サービス内容が変更となる場合があります。	

第2 手続きに関する料金

1 適用		
区 分	内 容	
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	種 別	内 容
	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金

2 料金額		
料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円（880円）

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスの工事費を除きます。））

1 適用		
区 分	内 容	
工事に関する費用の適用	工事に関する費用は、次のとおりとします。	
	種 別	内 容
	工事費	連絡とれるくん サービスの提供の開始、契約IDの変更、共有・個人電話帳登録件数の変更、付加機能の提供開始及び変更、その他契約内容の変更に関する工事。

2 工事費の額		
区 分	単 位	工事費の額
工事費	1の工事ごとに	3,000円

1 適用		
区 分	内 容	
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	種 別	内 容
	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金

2 料金額		
料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円（880円）

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスの工事費を除きます。））

1 適用		
区 分	内 容	
工事に関する費用の適用	工事に関する費用は、次のとおりとします。	
	種 別	内 容
	工事費	PHONE APPLI PEOPLE サービスの提供の開始、契約IDの変更、共有・個人電話帳登録件数の変更、付加機能の提供開始及び変更、その他契約内容の変更に関する工事。

2 工事費の額		
区 分	単 位	工事費の額
工事費	1の工事ごとに	3,000円

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 支払証明書発行手数料

1 適用

区 分	内 容
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行を受けたときは、支払証明書発行に要する料金。

2 料金額

区分	単 位	料 金 額
支払証明書発行手数料	支払証明書 1 枚ごとに	400円 (440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代 (消費

税相当額を含みます。) 及び郵送料 (実費) が必要な場合があります。

第2 名刺データ入力サービス

1 適用

区 分	内 容								
名刺データ入力サービスの料金	<p>ア 当社は、名刺データ入力サービスに係る料金を適用するにあたって、次表のとおり、区分を定めます。</p> <p>イ 当社は、名刺データ入力サービスに係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パック1200</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、1,200件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック3600</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、3,600件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック6000</td> <td>オペレータによる入力代行の上限</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	パック1200	オペレータによる入力代行の上限が、1,200件までのもの。	パック3600	オペレータによる入力代行の上限が、3,600件までのもの。	パック6000	オペレータによる入力代行の上限
区分	内 容								
パック1200	オペレータによる入力代行の上限が、1,200件までのもの。								
パック3600	オペレータによる入力代行の上限が、3,600件までのもの。								
パック6000	オペレータによる入力代行の上限								

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 支払証明書発行手数料

1 適用

区 分	内 容
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行を受けたときは、支払証明書発行に要する料金。

2 料金額

区分	単 位	料 金 額
支払証明書発行手数料	支払証明書 1 枚ごとに	400円 (440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代 (消費

税相当額を含みます。) 及び郵送料 (実費) が必要な場合があります。

第2 名刺データ入力サービス

1 適用

区 分	内 容								
名刺データ入力サービスの料金	<p>ア 当社は、名刺データ入力サービスに係る料金を適用するにあたって、次表のとおり、区分を定めます。</p> <p>イ 当社は、名刺データ入力サービスに係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パック1200</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、1,200件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック3600</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、3,600件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック6000</td> <td>オペレータによる入力代行の上限</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	パック1200	オペレータによる入力代行の上限が、1,200件までのもの。	パック3600	オペレータによる入力代行の上限が、3,600件までのもの。	パック6000	オペレータによる入力代行の上限
区分	内 容								
パック1200	オペレータによる入力代行の上限が、1,200件までのもの。								
パック3600	オペレータによる入力代行の上限が、3,600件までのもの。								
パック6000	オペレータによる入力代行の上限								

	が、6,000件までのもの。
パック12000	オペレータによる入力代行の上限が、12,000件までのもの。
パック24000	オペレータによる入力代行の上限が、24,000件までのもの。
パック36000	オペレータによる入力代行の上限が、36,000件までのもの。
パック60000	オペレータによる入力代行の上限が、60,000件までのもの。

	が、6,000件までのもの。
パック12000	オペレータによる入力代行の上限が、12,000件までのもの。
パック24000	オペレータによる入力代行の上限が、24,000件までのもの。
パック36000	オペレータによる入力代行の上限が、36,000件までのもの。
パック60000	オペレータによる入力代行の上限が、60,000件までのもの。

2 料金額

区 分	料 金 (円)
パック1200	96,000円 (105,600円)
パック3600	270,000円 (297,000円)
パック6000	420,000円 (462,000円)
パック12000	780,000円 (858,000円)
パック24000	1,440,000円 (1,584,000円)
パック36000	1,980,000円 (2,178,000円)
パック60000	3,000,000円 (3,300,000円)

別表 1

一般データ保護規則条件

本一般データ保護規則条件（以下、「本条件」といいます）において、[連絡とれるくん](#)サービスの提供における[連絡とれるくん](#)サービス契約者および当社の間で行われるデータ処理に関して、両当事者の義務を定めます。なお、本条件は、[連絡とれるくん](#)サービス契約者が個人データの管理者であり、当社が処理者の場合に適用さ

2 料金額

区 分	料 金 (円)
パック1200	96,000円 (105,600円)
パック3600	270,000円 (297,000円)
パック6000	420,000円 (462,000円)
パック12000	780,000円 (858,000円)
パック24000	1,440,000円 (1,584,000円)
パック36000	1,980,000円 (2,178,000円)
パック60000	3,000,000円 (3,300,000円)

別表 1

一般データ保護規則条件

本一般データ保護規則条件（以下、「本条件」といいます）において、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスの提供における[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者および当社の間で行われるデータ処理に関して、両当事者の義務を定めます。なお、本条件は、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サー

れるものとしします。

第1章. 定義

本条件において使用される以下の用語は、以下に定める意味を有します。なお、[連絡とれるくん](#)サービス利用規約において定義され、使用されているすべての用語は、別段の定めがない限り、本条件において同様の意味を有します。

「関連会社」とは、ある事業体との関係で、当該事業体に支配されるか、当該事業体を支配するか、当該事業体と共通の支配下にある他の事業体をいいます。

「支配」とは、ある事業体の経営及び方針を、議決権又は契約等により、指示する権能をいいます。

「(データ) 管理者」とは、単独で又は共同して個人データの処理の目的および手段を決定する者をいいます。

「標準契約条項 (処理者)」とは、欧州委員会のDecision C (2010)593に基づき欧州委員会が採択したStandard Contractual Clauses (随時更新される。)をいいます。

「[連絡とれるくん](#)サービス契約者データ」とは、[連絡とれるくん](#)サービス契約者[連絡とれるくん](#)サービス契約者が[連絡とれるくん](#)サービスの利用に際し、当社の電気通信設備上にアップロード・保管する全てのEEA個人データであり、[連絡とれるくん](#)サービス契約者の従業員、委託先、協力者および顧客などの氏名、住所、メールアドレス、電話番号、役職、組織情報等を含みます。

「データ保護影響評価 (Data Protection Impact Assessments)」および「データ主体(Data Subject)」とは、GDPRに定める意味を有します。

「データ保護法」とは、GDPRを含む欧州連合又は加盟国の個人情報保護に関する

ビス契約者が個人データの管理者であり、当社が処理者の場合に適用されるものとしします。

第1章. 定義

本条件において使用される以下の用語は、以下に定める意味を有します。なお、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス利用規約において定義され、使用されているすべての用語は、別段の定めがない限り、本条件において同様の意味を有します。

「関連会社」とは、ある事業体との関係で、当該事業体に支配されるか、当該事業体を支配するか、当該事業体と共通の支配下にある他の事業体をいいます。

「支配」とは、ある事業体の経営及び方針を、議決権又は契約等により、指示する権能をいいます。

「(データ) 管理者」とは、単独で又は共同して個人データの処理の目的および手段を決定する者をいいます。

「標準契約条項 (処理者)」とは、欧州委員会のDecision C (2010)593に基づき欧州委員会が採択したStandard Contractual Clauses (随時更新される。)をいいます。

「[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者データ」とは、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者が[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスの利用に際し、当社の電気通信設備上にアップロード・保管する全てのEEA個人データであり、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者の従業員、委託先、協力者および顧客などの氏名、住所、メールアドレス、電話番号、役職、組織情報等を含みます。

「データ保護影響評価 (Data Protection Impact Assessments)」および「データ主体(Data Subject)」とは、GDPRに定める意味を有します。

「データ保護法」とは、GDPRを含む欧州連合又は加盟国の個人情報保護に関する

法令をいいます。

「EEA」とは、欧州経済領域をいいます。

「エンドユーザ」とは、連絡とれるくんサービス契約者を通じて連絡とれるくんサービスを使用するか、連絡とれるくんサービス契約者に対して提供された連絡とれるくんサービスにアクセスする者をいいます。

「GDPR」とは、個人情報の処理とデータの自由な移転に関して個人を保護する目的で2016年4月27日に欧州議会および作業部会により制定された規則（EU）2016/679であり、EUデータ保護指令（95/46/EC）を引き継ぐものをいいます。

「個人データ」とは、名前、職務、肩書、連絡先（emailアドレス及び住所を含む。）などの識別子を参照することによって直接的又は間接的に特定することができる、識別された、又は識別され得る自然人に関する全ての情報をいいます。

「プライバシーシールド」とは、米国商務省および欧州委員会によって制定されたプライバシーシールド原則および補則を含む欧州連合-米国間のプライバシーシールドに関する枠組みをいいます。

「処理」又は「処理する」とは、取得、記録、編集、構造化、保存、修正又は変更、復旧、参照、利用、移転による開示、周知又はその他周知を可能なものにする、整列又は結合、制限、消去又は破壊することなど、自動的な手段であるか否かにかかわらず、個人データ又は個人データの集合に対して行われるあらゆる作業又は一連の作業をいいます。

「（データ）処理者」とは、管理者のために、個人データを処理する者をいいます。

「セキュリティインシデント」とは、当社が保持する暗号化されていない個人データの不適切又は不正な取得を誘発し、個人データのセキュリティ又は機密性を危険にさらす可能性が高いインシデントをいいます。

「再委託先」とは、当社が個人データの処理を委託する、当社の直接支配下でない他の処理者をいいます。

「移転措置」とは、プライバシーシールド、標準契約条項、および欧州委員会によって個人データ保護の十分性認定を受けていない国への個人データの移転を可能に

法令をいいます。

「EEA」とは、欧州経済領域をいいます。

「エンドユーザ」とは、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者を通じてPHONE APPLI PEOPLEサービスを使用するか、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に対して提供されたPHONE APPLI PEOPLEサービスにアクセスする者をいいます。

「GDPR」とは、個人情報の処理とデータの自由な移転に関して個人を保護する目的で2016年4月27日に欧州議会および作業部会により制定された規則（EU）2016/679であり、EUデータ保護指令（95/46/EC）を引き継ぐものをいいます。

「個人データ」とは、名前、職務、肩書、連絡先（emailアドレス及び住所を含む。）などの識別子を参照することによって直接的又は間接的に特定することができる、識別された、又は識別され得る自然人に関する全ての情報をいいます。

「プライバシーシールド」とは、米国商務省および欧州委員会によって制定されたプライバシーシールド原則および補則を含む欧州連合-米国間のプライバシーシールドに関する枠組みをいいます。

「処理」又は「処理する」とは、取得、記録、編集、構造化、保存、修正又は変更、復旧、参照、利用、移転による開示、周知又はその他周知を可能なものにする、整列又は結合、制限、消去又は破壊することなど、自動的な手段であるか否かにかかわらず、個人データ又は個人データの集合に対して行われるあらゆる作業又は一連の作業をいいます。

「（データ）処理者」とは、管理者のために、個人データを処理する者をいいます。

「セキュリティインシデント」とは、当社が保持する暗号化されていない個人データの不適切又は不正な取得を誘発し、個人データのセキュリティ又は機密性を危険にさらす可能性が高いインシデントをいいます。

「再委託先」とは、当社が個人データの処理を委託する、当社の直接支配下でない他の処理者をいいます。

「移転措置」とは、プライバシーシールド、標準契約条項、および欧州委員会によって個人データ保護の十分性認定を受けていない国への個人データの移転を可能に

する全ての移転措置をいいます。

第2章. 当社が行う個人データの処理に関する条件

1.処理の目的

当社は本条件に基づき個人データを処理する場合においては、データ保護法を遵守するものします。当社は、[連絡とれるくん](#)サービス契約に定められた当社の電気通信設備の利用、ヘルプデスク、メンテナンスサービスの提供を含む[連絡とれるくん](#)サービスの提供に必要な範囲で[連絡とれるくん](#)サービス契約者の指示によってのみ、個人データを処理するものとします。当社は[連絡とれるくん](#)サービス契約者が提供する個人データの内容を把握しておりません。

2.当社のデータ保護義務

2.1 データ処理者として、当社は以下の義務を遵守します。

2.1.1 [連絡とれるくん](#)サービス契約者からの書面による指示（書面によるか電磁的方法によるかを問いません。）に基づいてのみ個人データを処理又は移転します。

2.1.2 [連絡とれるくん](#)サービス契約者に要求された場合においては、データ保護法に定められた[連絡とれるくん](#)サービス契約者自身が負う以下の義務を果たすために十分な支援を行います。

(i) 処理のセキュリティを確保するために必要な技術的組織的安全管理措置を行うこと。

(ii) 求められた場合においては、個人データの違反に関する当局への通知、及び個人データに関するデータ主体への通知を行うこと。

(iii) データ保護影響評価を行い、当局へ報告すること。

[連絡とれるくん](#)サービス契約者は当社が上記を実施するためにかかる合理的な費用を負担するものとします。

する全ての移転措置をいいます。

第2章. 当社が行う個人データの処理に関する条件

1.処理の目的

当社は本条件に基づき個人データを処理する場合においては、データ保護法を遵守するものします。当社は、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約に定められた当社の電気通信設備の利用、ヘルプデスク、メンテナンスサービスの提供を含む[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスの提供に必要な範囲で[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者の指示によってのみ、個人データを処理するものとします。当社は[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者が提供する個人データの内容を把握しておりません。

2.当社のデータ保護義務

2.1 データ処理者として、当社は以下の義務を遵守します。

2.1.1 [PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者からの書面による指示（書面によるか電磁的方法によるかを問いません。）に基づいてのみ個人データを処理又は移転します。

2.1.2 [PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者に要求された場合においては、データ保護法に定められた[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者自身が負う以下の義務を果たすために十分な支援を行います。

(i) 処理のセキュリティを確保するために必要な技術的組織的安全管理措置を行うこと。

(ii) 求められた場合においては、個人データの違反に関する当局への通知、及び個人データに関するデータ主体への通知を行うこと。

(iii) データ保護影響評価を行い、当局へ報告すること。

[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者は当社が上記を実施するためにかかる合理的な費用を負担するものとします。

2.2 当社は、従業員又は代理人又はその他個人データを処理するものが、機密を遵守し、機密情報に関する適切な法令義務を負うことを保証します。

2.3 [連絡とれるくん](#)サービス契約における個人データの処理の性質を考慮し、当社は可能な限り適切な技術的組織的安全管理措置により、[連絡とれるくん](#)サービス契約者がデータ保護法における権利を行使するデータ主体の要求にこたえるための支援を行うものとします。[連絡とれるくん](#)サービス契約者は支援にかかる合理的な費用を負担するものとします。

3. 当社のデータセキュリティに関する義務

3.1 当社は個人データの処理において、生じうるリスク（偶発的又は違法な破壊、毀損、改ざん、転送・保管・処理される個人情報の不正な開示又はアクセス）に見合った適切な技術的組織的対策を実施コストやサービスの本質を考慮した上で実施します。技術的組織的対策には以下の内容を含みます。

3.1.1 必要かつ適切な場合においては、個人データの仮名化及び暗号化

3.1.2 現行の機密性、完全性、可用性並びに当社の電気通信設備及び[連絡とれるくん](#)サービスの復旧を確実にする能力。

3.1.3 物理的又は技術的事故の場合においては、時宜を得た方法で可用性を復旧し、個人データにアクセスする能力。

3.1.4 取扱いの安全を確実にするため技術的組織的対策の効果を定期的に点検、審査及び評価するプロセス。

3.1.5 その他、データ保護法を順守するために必要な措置。

3.2 当社は個人データに関するセキュリティインシデントを把握した場合においては、すみやかに[連絡とれるくん](#)サービス契約者に通知を行います。

4. 契約終了時の個人データの取扱い

本規約又は法令等において定めがない限り、[連絡とれるくん](#)サービスの終了に伴い、当社が保管する個人データを削除します。

2.2 当社は、従業員又は代理人又はその他個人データを処理するものが、機密を遵守し、機密情報に関する適切な法令義務を負うことを保証します。

2.3 [PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約における個人データの処理の性質を考慮し、当社は可能な限り適切な技術的組織的安全管理措置により、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者がデータ保護法における権利を行使するデータ主体の要求にこたえるための支援を行うものとします。[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者は支援にかかる合理的な費用を負担するものとします。

3. 当社のデータセキュリティに関する義務

3.1 当社は個人データの処理において、生じうるリスク（偶発的又は違法な破壊、毀損、改ざん、転送・保管・処理される個人情報の不正な開示又はアクセス）に見合った適切な技術的組織的対策を実施コストやサービスの本質を考慮した上で実施します。技術的組織的対策には以下の内容を含みます。

3.1.1 必要かつ適切な場合においては、個人データの仮名化及び暗号化

3.1.2 現行の機密性、完全性、可用性並びに当社の電気通信設備及び[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスの復旧を確実にする能力。

3.1.3 物理的又は技術的事故の場合においては、時宜を得た方法で可用性を復旧し、個人データにアクセスする能力。

3.1.4 取扱いの安全を確実にするため技術的組織的対策の効果を定期的に点検、審査及び評価するプロセス。

3.1.5 その他、データ保護法を順守するために必要な措置。

3.2 当社は個人データに関するセキュリティインシデントを把握した場合においては、すみやかに[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者に通知を行います。

4. 契約終了時の個人データの取扱い

本規約又は法令等において定めがない限り、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスの終了に伴い、当社が保管する個人データを削除します。

5. 個人データのEEA域外移転

本章第5条および第6条3項は個人データのEEA域外への保管・EEA域外からのアクセスがある場合に適用されます。

本章第6条に関わらず、当社は有効な移転措置がある場合においては、欧州委員会が保護に関して十分なレベルを保証している旨を決定していないEEA域外の国へ個人データを移転することができます。他の有効な移転措置が適用されない限り、かかる移転はデータ輸出者である[連絡とれるくん](#)サービス契約者（[連絡とれるくん](#)サービス契約者が処理者となる場合も含まれます。）と合意した標準契約条項（処理者）（別表2）に基づいて行われます。

6. 再委託先の利用

6.1 当社が個人データを取り扱う再委託先を追加することに対し、[連絡とれるくん](#)サービス契約者は合意するとともに、必要に応じてエンドユーザーの合意を取得します。当社はすべての再委託先のリストを維持し、別表1-1で開示します。当社は新しい再委託先を追加する予定がある場合においては、別表1-1に新しい再委託先との契約の有効日を示します。[連絡とれるくん](#)サービス契約者はリストを定期的に確認し、新しい再委託先の追加に関して異議がある場合においては、適切な期間内（遅くともリストの最終更新日から30日以内）に、サービス提供に関わる新しい再委託先が個人データの保護又は個人データ保護の要求を遵守する能力に関して、正当な理由がある場合に異議を唱えることができます。異議が合理的な理由に基づく場合においては、[連絡とれるくん](#)サービス契約者及び当社は異議に関する解決に向けて誠意をもって協議を行います。

6.2 当社は個人データの処理に関し、個人データを処理する再委託先と書面による契約又はEEAの法律に基づいた手段を有していることを保証します。当該契約又はかかる手段は、本条件の第2章に定められた処理者に課せられるデータ保護に関する義務と同等の条件を再委託先に課すものとし、再委託先が適切な技術的組織的安全措置を講じることを保証します。

6.3 当社が[連絡とれるくん](#)サービス及び本規約に基づきストレージ、ヘルプデスク、メンテナンスサービス、又はその他のサービスを提供するために再委託先を利用する場合で、その再委託先が欧州委員会が保護に関して十分なレベルの保証をしてい

5. 個人データのEEA域外移転

本章第5条および第6条3項は個人データのEEA域外への保管・EEA域外からのアクセスがある場合に適用されます。

本章第6条に関わらず、当社は有効な移転措置がある場合においては、欧州委員会が保護に関して十分なレベルを保証している旨を決定していないEEA域外の国へ個人データを移転することができます。他の有効な移転措置が適用されない限り、かかる移転はデータ輸出者である[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者（[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者が処理者となる場合も含まれます。）と合意した標準契約条項（処理者）（別表2）に基づいて行われます。

6. 再委託先の利用

6.1 当社が個人データを取り扱う再委託先を追加することに対し、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者は合意するとともに、必要に応じてエンドユーザーの合意を取得します。当社はすべての再委託先のリストを維持し、別表1-1で開示します。当社は新しい再委託先を追加する予定がある場合においては、別表1-1に新しい再委託先との契約の有効日を示します。[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者はリストを定期的に確認し、新しい再委託先の追加に関して異議がある場合においては、適切な期間内（遅くともリストの最終更新日から30日以内）に、サービス提供に関わる新しい再委託先が個人データの保護又は個人データ保護の要求を遵守する能力に関して、正当な理由がある場合に異議を唱えることができます。異議が合理的な理由に基づく場合においては、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者及び当社は異議に関する解決に向けて誠意をもって協議を行います。

6.2 当社は個人データの処理に関し、個人データを処理する再委託先と書面による契約又はEEAの法律に基づいた手段を有していることを保証します。当該契約又はかかる手段は、本条件の第2章に定められた処理者に課せられるデータ保護に関する義務と同等の条件を再委託先に課すものとし、再委託先が適切な技術的組織的安全措置を講じることを保証します。

6.3 当社が[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス及び本規約に基づきストレージ、ヘルプデスク、メンテナンスサービス、又はその他のサービスを提供するために再委託先を利用する場合で、その再委託先が欧州委員会が保護に関して十分

る旨を決定していないEEA域外の地域に位置する場合、連絡とれるくんサービス契約者（連絡とれるくんサービス契約者自身又は管理者である連絡とれるくんサービス契約者の関連会社、エンドユーザ又は顧客）は、本章第5条に定める標準契約条項（処理者）におけるデータ輸出者である連絡とれるくんサービス契約者（連絡とれるくんサービス契約者自身又は管理者である連絡とれるくんサービス契約者の関連会社、エンドユーザ、又は顧客）の代理人として、当社が当該委託先と標準契約条項（処理者）を締結することに合意します。

7 監査と情報

7.1 連絡とれるくんサービス契約者は当社及び関連会社、又はそのいずれか一方（又は、当社及び関連会社、又はそのいずれか一方が選んだ第三者監査人）に、当社がGDPR第28条に定められた当社の義務を遵守していることを証明するための監査を実施することを委任します。連絡とれるくんサービス契約者の求めに応じて、当社及び関連会社は、監査を実施したことを書面により（当社又は第三者を通して）証明します。かかる監査は本章第3条に定めた技術的組織的安全措置の検査を含みます。

7.2 連絡とれるくんサービス契約者は監査に関する全ての費用を負担するものとします。

7.3 当社は、連絡とれるくんサービス契約者に代わって行った処理について以下の項目を含む記録（書面によるか電磁的方法によるかを問いません）を保持します。

7.3.1 当社と連絡とれるくんサービス契約者の氏名および連絡先情報、（選任されている場合においては）データ保護責任者

7.3.2 （該当する場合においては）個人データの第三国への移転情報

7.3.3 可能であれば、処理のセキュリティを担保するための技術的組織的安全管理措置の概要

8 損害賠償

8.1 連絡とれるくんサービス契約者は、全てのデータ保護法に準拠し、関連会社及

なレベルの保証をしている旨を決定していないEEA域外の地域に位置する場合、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者（PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者自身又は管理者であるPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の関連会社、エンドユーザ又は顧客）は、本章第5条に定める標準契約条項（処理者）におけるデータ輸出者であるPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者（PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者自身又は管理者であるPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の関連会社、エンドユーザ、又は顧客）の代理人として、当社が当該委託先と標準契約条項（処理者）を締結することに合意します。

7 監査と情報

7.1 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者は当社及び関連会社、又はそのいずれか一方（又は、当社及び関連会社、又はそのいずれか一方が選んだ第三者監査人）に、当社がGDPR第28条に定められた当社の義務を遵守していることを証明するための監査を実施することを委任します。PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の求めに応じて、当社及び関連会社は、監査を実施したことを書面により（当社又は第三者を通して）証明します。かかる監査は本章第3条に定めた技術的組織的安全措置の検査を含みます。

7.2 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者は監査に関する全ての費用を負担するものとします。

7.3 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に代わって行った処理について以下の項目を含む記録（書面によるか電磁的方法によるかを問いません）を保持します。

7.3.1 当社とPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の氏名および連絡先情報、（選任されている場合においては）データ保護責任者

7.3.2 （該当する場合においては）個人データの第三国への移転情報

7.3.3 可能であれば、処理のセキュリティを担保するための技術的組織的安全管理措置の概要

8 損害賠償

8.1 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者は、全てのデータ保護

び顧客から、本条件に定める必要な許可及び委任（当社が本章第6.3条に定める再委託先と締結する標準契約条項（処理者）に署名することを含みます）に関する権限を受けていることを保証します。

8.2 当社は本章に定める義務を遂行するため合理的な努力をします。当社は連絡とれるくんサービス契約者が被った損害について以下の場合を除き責任を負わないものとします。

(i)個人データの処理における当社の故意・重過失による場合

(ii)連絡とれるくんサービス契約者の合法的な指示に基づかない、又は反する行為によって当社がデータ保護法に違反した場合

(iii)その他法令上、除外することのできない責任

第3章 一般条項

1.連絡とれるくんサービス契約者の責任

連絡とれるくんサービス契約者が本条件又はデータ保護法に違反したことに起因して発生した第三者（データ主体及び監督当局を含みます。）からのクレームに関しては、連絡とれるくんサービス契約者が責任を負うものとし、当社に対して補償し、当社が損害を被らないよう保護するものとします。

2.期間と契約終了

本条件は連絡とれるくんサービス提供期間と同じ期間有効です。

3 準拠法

3.1 本条件は日本法に準拠します。

3.2 連絡とれるくんサービス契約者及び当社は、本条件に関して生じた全ての紛争は専属的な管轄権を有する東京地方裁判所に付すことにします。

法に準拠し、関連会社及び顧客から、本条件に定める必要な許可及び委任（当社が本章第6.3条に定める再委託先と締結する標準契約条項（処理者）に署名することを含みます）に関する権限を受けていることを保証します。

8.2 当社は本章に定める義務を遂行するため合理的な努力をします。当社はPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が被った損害について以下の場合を除き責任を負わないものとします。

(i)個人データの処理における当社の故意・重過失による場合

(ii)PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の合法的な指示に基づかない、又は反する行為によって当社がデータ保護法に違反した場合

(iii)その他法令上、除外することのできない責任

第3章 一般条項

1.PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の責任

PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が本条件又はデータ保護法に違反したことに起因して発生した第三者（データ主体及び監督当局を含みます。）からのクレームに関しては、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が責任を負うものとし、当社に対して補償し、当社が損害を被らないよう保護するものとします。

2.期間と契約終了

本条件はPHONE APPLI PEOPLEサービス提供期間と同じ期間有効です。

3 準拠法

3.1 本条件は日本法に準拠します。

3.2 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者及び当社は、本条件に関して生じた全ての紛争は専属的な管轄権を有する東京地方裁判所に付すことにします。

別表 1 – 1 : 再委託先リスト

- ・ NTTコム エンジニアリング株式会社
- ・ 株式会社 P h o n e A p p l i

別表 2

標準契約条項 (処理者)

For the purposes of Article 26(2) of Directive 95/46/EC for the transfer of personal data to processors established in third countries which do not ensure an adequate level of data protection

(between the data exporter as controller and data importer as processor)

each a “party”; together “the parties”,

HAVE AGREED on the following Contractual Clauses (the Clauses) in order to adduce adequate safeguards with respect to the protection of privacy and fundamental rights and freedoms of individuals for the transfer by the data exporter to the data importer of the personal data specified in Appendix 1.

別表 1 – 1 : 再委託先リスト

- ・ NTTコム エンジニアリング株式会社
- ・ 株式会社 P h o n e A p p l i

別表 2

標準契約条項 (処理者)

For the purposes of Article 26(2) of Directive 95/46/EC for the transfer of personal data to processors established in third countries which do not ensure an adequate level of data protection

(between the data exporter as controller and data importer as processor)

each a “party”; together “the parties”,

HAVE AGREED on the following Contractual Clauses (the Clauses) in order to adduce adequate safeguards with respect to the protection of privacy and fundamental rights and freedoms of individuals for the transfer by the data exporter to the data importer of the personal data specified in Appendix 1.

Clause 1

Definitions

For the purposes of the Clauses:

- (a) *'personal data', 'special categories of data', 'process/processing', 'controller', 'processor', 'data subject' and 'supervisory authority'* shall have the same meaning as in Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data;
- (b) *'the data exporter'* means the controller who transfers the personal data;
- (c) *'the data importer'* means the processor who agrees to receive from the data exporter personal data intended for processing on his behalf after the transfer in accordance with his instructions and the terms of the Clauses and who is not subject to a third country's system ensuring adequate protection within the meaning of Article 25(1) of Directive 95/46/EC;
- (d) *'the subprocessor'* means any processor engaged by the data importer or by any other subprocessor of the data importer who agrees to receive from the data importer or from any other subprocessor of the data importer personal data

Clause 1

Definitions

For the purposes of the Clauses:

- (a) *'personal data', 'special categories of data', 'process/processing', 'controller', 'processor', 'data subject' and 'supervisory authority'* shall have the same meaning as in Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data;
- (b) *'the data exporter'* means the controller who transfers the personal data;
- (c) *'the data importer'* means the processor who agrees to receive from the data exporter personal data intended for processing on his behalf after the transfer in accordance with his instructions and the terms of the Clauses and who is not subject to a third country's system ensuring adequate protection within the meaning of Article 25(1) of Directive 95/46/EC;
- (d) *'the subprocessor'* means any processor engaged by the data importer or by any other subprocessor of the data importer who agrees to receive from the data importer or from any other subprocessor of the data importer personal data

exclusively intended for processing activities to be carried out on behalf of the data exporter after the transfer in accordance with his instructions, the terms of the Clauses and the terms of the written subcontract;

(e) *'the applicable data protection law'* means the legislation protecting the fundamental rights and freedoms of individuals and, in particular, their right to privacy with respect to the processing of personal data applicable to a data controller in the Member State in which the data exporter is established;

(f) *'technical and organisational security measures'* means those measures aimed at protecting personal data against accidental or unlawful destruction or accidental loss, alteration, unauthorised disclosure or access, in particular where the processing involves the transmission of data over a network, and against all other unlawful forms of processing.

Clause 2

Details of the transfer

The details of the transfer and in particular the special categories of personal data where applicable are specified in Appendix 1 which forms an integral part of the Clauses.

Clause 3

exclusively intended for processing activities to be carried out on behalf of the data exporter after the transfer in accordance with his instructions, the terms of the Clauses and the terms of the written subcontract;

(e) *'the applicable data protection law'* means the legislation protecting the fundamental rights and freedoms of individuals and, in particular, their right to privacy with respect to the processing of personal data applicable to a data controller in the Member State in which the data exporter is established;

(f) *'technical and organisational security measures'* means those measures aimed at protecting personal data against accidental or unlawful destruction or accidental loss, alteration, unauthorised disclosure or access, in particular where the processing involves the transmission of data over a network, and against all other unlawful forms of processing.

Clause 2

Details of the transfer

The details of the transfer and in particular the special categories of personal data where applicable are specified in Appendix 1 which forms an integral part of the Clauses.

Clause 3

Third-party beneficiary clause

1. The data subject can enforce against the data exporter this Clause, Clause 4(b) to (i), Clause 5(a) to (e), and (g) to (j), Clause 6(1) and (2), Clause 7, Clause 8(2), and Clauses 9 to 12 as third-party beneficiary.
2. The data subject can enforce against the data importer this Clause, Clause 5(a) to (e) and (g), Clause 6, Clause 7, Clause 8(2), and Clauses 9 to 12, in cases where the data exporter has factually disappeared or has ceased to exist in law unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter by contract or by operation of law, as a result of which it takes on the rights and obligations of the data exporter, in which case the data subject can enforce them against such entity.
3. The data subject can enforce against the subprocessor this Clause, Clause 5(a) to (e) and (g), Clause 6, Clause 7, Clause 8(2), and Clauses 9 to 12, in cases where both the data exporter and the data importer have factually disappeared or ceased to exist in law or have become insolvent, unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter by contract or by operation of law as a result of which it takes on the rights and obligations of the data exporter, in which case the data subject can enforce them against such entity. Such third-party liability of the

Third-party beneficiary clause

1. The data subject can enforce against the data exporter this Clause, Clause 4(b) to (i), Clause 5(a) to (e), and (g) to (j), Clause 6(1) and (2), Clause 7, Clause 8(2), and Clauses 9 to 12 as third-party beneficiary.
2. The data subject can enforce against the data importer this Clause, Clause 5(a) to (e) and (g), Clause 6, Clause 7, Clause 8(2), and Clause 9 to 12, in cases where the data exporter has factually disappeared or has ceased to exist in law unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter by contract or by operation of law, as a result of which it takes on the rights and obligations of the data exporter, in which case the data subject can enforce them against such entity.
3. The data subject can enforce against the subprocessor this Clause, Clause 5(a) to (e) and (g), Clause 6, Clause 7, Clause 8(2), and Clauses 9 to 12, in cases where both the data exporter and the data importer have factually disappeared or ceased to exist in law or have become insolvent, unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter by contract or by operation of law as a result of which it takes on the rights and obligations of the data exporter, in which case the data subject can enforce them against such entity. Such third-party liability of the

subprocessor shall be limited to its own processing operations under the Clauses.

4. The parties do not object to a data subject being represented by an association or other body if the data subject so expressly wishes and if permitted by national law.

Clause 4

Obligations of the data exporter

The data exporter agrees and warrants:

- (a) that the processing, including the transfer itself, of the personal data has been and will continue to be carried out in accordance with the relevant provisions of the applicable data protection law (and, where applicable, has been notified to the relevant authorities of the Member State where the data exporter is established) and does not violate the relevant provisions of that State;
- (b) that it has instructed and throughout the duration of the personal data processing services will instruct the data importer to process the personal data transferred only on the data exporter's behalf and in accordance with the applicable data protection law and the Clauses;

subprocessor shall be limited to its own processing operations under the Clauses.

4. The parties do not object to a data subject being represented by an association or other body if the data subject so expressly wishes and if permitted by national law.

Clause 4

Obligations of the data exporter

The data exporter agrees and warrants:

- (a) that the processing, including the transfer itself, of the personal data has been and will continue to be carried out in accordance with the relevant provisions of the applicable data protection law (and, where applicable, has been notified to the relevant authorities of the Member State where the data exporter is established) and does not violate the relevant provisions of that State;
- (b) that it has instructed and throughout the duration of the personal data processing services will instruct the data importer to process the personal data transferred only on the data exporter's behalf and in accordance with the applicable data protection law and the Clauses;

<p>(c) that the data importer will provide sufficient guarantees in respect of the technical and organisational security measures specified in Appendix 2 to this contract;</p> <p>(d) that after assessment of the requirements of the applicable data protection law, the security measures are appropriate to protect personal data against accidental or unlawful destruction or accidental loss, alteration, unauthorised disclosure or access, in particular where the processing involves the transmission of data over a network, and against all other unlawful forms of processing, and that these measures ensure a level of security appropriate to the risks presented by the processing and the nature of the data to be protected having regard to the state of the art and the cost of their implementation;</p> <p>(e) that it will ensure compliance with the security measures;</p> <p>(f) that, if the transfer involves special categories of data, the data subject has been informed or will be informed before, or as soon as possible after, the transfer that its data could be transmitted to a third country not providing adequate protection within the meaning of Directive 95/46/EC;</p> <p>(g) to forward any notification received from the data importer or any subprocessor pursuant to Clause 5(b) and Clause 8(3) to the data protection</p>	<p>(c) that the data importer will provide sufficient guarantees in respect of the technical and organisational security measures specified in Appendix 2 to this contract;</p> <p>(d) that after assessment of the requirements of the applicable data protection law, the security measures are appropriate to protect personal data against accidental or unlawful destruction or accidental loss, alteration, unauthorised disclosure or access, in particular where the processing involves the transmission of data over a network, and against all other unlawful forms of processing, and that these measures ensure a level of security appropriate to the risks presented by the processing and the nature of the data to be protected having regard to the state of the art and the cost of their implementation;</p> <p>(e) that it will ensure compliance with the security measures;</p> <p>(f) that, if the transfer involves special categories of data, the data subject has been informed or will be informed before, or as soon as possible after, the transfer that its data could be transmitted to a third country not providing adequate protection within the meaning of Directive 95/46/EC;</p> <p>(g) to forward any notification received from the data importer or any subprocessor pursuant to Clause 5(b) and Clause 8(3) to the data protection</p>
--	--

supervisory authority if the data exporter decides to continue the transfer or to lift the suspension;

(h) to make available to the data subjects upon request a copy of the Clauses, with the exception of Appendix 2, and a summary description of the security measures, as well as a copy of any contract for subprocessing services which has to be made in accordance with the Clauses, unless the Clauses or the contract contain commercial information, in which case it may remove such commercial information;

(i) that, in the event of subprocessing, the processing activity is carried out in accordance with Clause 11 by a subprocessor providing at least the same level of protection for the personal data and the rights of data subject as the data importer under the Clauses; and

(j) that it will ensure compliance with Clause 4(a) to (i).

Clause 5

Obligations of the data importer

The data importer agrees and warrants:

(a) to process the personal data only on behalf of the data exporter and in compliance with its instructions and the Clauses; if it cannot provide such compliance for whatever reasons, it agrees to inform promptly the data exporter of its inability to

supervisory authority if the data exporter decides to continue the transfer or to lift the suspension;

(h) to make available to the data subjects upon request a copy of the Clauses, with the exception of Appendix 2, and a summary description of the security measures, as well as a copy of any contract for subprocessing services which has to be made in accordance with the Clauses, unless the Clauses or the contract contain commercial information, in which case it may remove such commercial information;

(i) that, in the event of subprocessing, the processing activity is carried out in accordance with Clause 11 by a subprocessor providing at least the same level of protection for the personal data and the rights of data subject as the data importer under the Clauses; and

(j) that it will ensure compliance with Clause 4(a) to (i).

Clause 5

Obligations of the data importer

The data importer agrees and warrants:

(a) to process the personal data only on behalf of the data exporter and in compliance with its instructions and the Clauses; if it cannot provide such compliance for whatever reasons, it agrees to inform promptly the data exporter of its inability to

comply, in which case the data exporter is entitled to suspend the transfer of data and/or terminate the contract;

(b) that it has no reason to believe that the legislation applicable to it prevents it from fulfilling the instructions received from the data exporter and its obligations under the contract and that in the event of a change in this legislation which is likely to have a substantial adverse effect on the warranties and obligations provided by the Clauses, it will promptly notify the change to the data exporter as soon as it is aware, in which case the data exporter is entitled to suspend the transfer of data and/or terminate the contract;

(c) that it has implemented the technical and organisational security measures specified in Appendix 2 before processing the personal data transferred;

(d) that it will promptly notify the data exporter about:

(i) any legally binding request for disclosure of the personal data by a law enforcement authority unless otherwise prohibited, such as a prohibition under criminal law to preserve the confidentiality of a law enforcement investigation,

(ii) any accidental or unauthorised access, and

(iii) any request received directly from the data subjects without responding to that request, unless it has been otherwise authorised to do so;

comply, in which case the data exporter is entitled to suspend the transfer of data and/or terminate the contract;

(b) that it has no reason to believe that the legislation applicable to it prevents it from fulfilling the instructions received from the data exporter and its obligations under the contract and that in the event of a change in this legislation which is likely to have a substantial adverse effect on the warranties and obligations provided by the Clauses, it will promptly notify the change to the data exporter as soon as it is aware, in which case the data exporter is entitled to suspend the transfer of data and/or terminate the contract;

(c) that it has implemented the technical and organisational security measures specified in Appendix 2 before processing the personal data transferred;

(d) that it will promptly notify the data exporter about:

(i) any legally binding request for disclosure of the personal data by a law enforcement authority unless otherwise prohibited, such as a prohibition under criminal law to preserve the confidentiality of a law enforcement investigation,

(ii) any accidental or unauthorised access, and

(iii) any request received directly from the data subjects without responding to that request, unless it has been otherwise authorised to do so;

<p>(e) to deal promptly and properly with all inquiries from the data exporter relating to its processing of the personal data subject to the transfer and to abide by the advice of the supervisory authority with regard to the processing of the data transferred;</p> <p>(f) at the request of the data exporter to submit its data processing facilities for audit of the processing activities covered by the Clauses which shall be carried out by the data exporter or an inspection body composed of independent members and in possession of the required professional qualifications bound by a duty of confidentiality, selected by the data exporter, where applicable, in agreement with the supervisory authority;</p> <p>(g) to make available to the data subject upon request a copy of the Clauses, or any existing contract for subprocessing, unless the Clauses or contract contain commercial information, in which case it may remove such commercial information, with the exception of Appendix 2 which shall be replaced by a summary description of the security measures in those cases where the data subject is unable to obtain a copy from the data exporter;</p> <p>(h) that, in the event of subprocessing, it has previously informed the data exporter and obtained its prior written consent;</p>	<p>(e) to deal promptly and properly with all inquiries from the data exporter relating to its processing of the personal data subject to the transfer and to abide by the advice of the supervisory authority with regard to the processing of the data transferred;</p> <p>(f) at the request of the data exporter to submit its data processing facilities for audit of the processing activities covered by the Clauses which shall be carried out by the data exporter or an inspection body composed of independent members and in possession of the required professional qualifications bound by a duty of confidentiality, selected by the data exporter, where applicable, in agreement with the supervisory authority;</p> <p>(g) to make available to the data subject upon request a copy of the Clauses, or any existing contract for subprocessing, unless the Clauses or contract contain commercial information, in which case it may remove such commercial information, with the exception of Appendix 2 which shall be replaced by a summary description of the security measures in those cases where the data subject is unable to obtain a copy from the data exporter;</p> <p>(h) that, in the event of subprocessing, it has previously informed the data exporter and obtained its prior written consent;</p>
---	---

- (i) that the processing services by the subprocessor will be carried out in accordance with Clause 11;
- (j) to send promptly a copy of any subprocessor agreement it concludes under the Clauses to the data exporter.

Clause 6

Liability

1. The parties agree that any data subject, who has suffered damage as a result of any breach of the obligations referred to in Clause 3 or in Clause 11 by any party or subprocessor is entitled to receive compensation from the data exporter for the damage suffered.
2. If a data subject is not able to bring a claim for compensation in accordance with paragraph 1 against the data exporter, arising out of a breach by the data importer or his subprocessor of any of their obligations referred to in Clause 3 or in Clause 11, because the data exporter has factually disappeared or ceased to exist in law or has become insolvent, the data importer agrees that the data subject may issue a claim against the data importer as if it were the data exporter, unless any successor entity has assumed the entire legal

- (i) that the processing services by the subprocessor will be carried out in accordance with Clause 11;
- (j) to send promptly a copy of any subprocessor agreement it concludes under the Clauses to the data exporter.

Clause 6

Liability

1. The parties agree that any data subject, who has suffered damage as a result of any breach of the obligations referred to in Clause 3 or in Clause 11 by any party or subprocessor is entitled to receive compensation from the data exporter for the damage suffered.
2. If a data subject is not able to bring a claim for compensation in accordance with paragraph 1 against the data exporter, arising out of a breach by the data importer or his subprocessor of any of their obligations referred to in Clause 3 or in Clause 11, because the data exporter has factually disappeared or ceased to exist in law or has become insolvent, the data importer agrees that the data subject may issue a claim against the data importer as if it were the data exporter, unless any successor entity has assumed the entire legal

obligations of the data exporter by contract or by operation of law, in which case the data subject can enforce its rights against such entity.

The data importer may not rely on a breach by a subprocessor of its obligations in order to avoid its own liabilities.

3. If a data subject is not able to bring a claim against the data exporter or the data importer referred to in paragraphs 1 and 2, arising out of a breach by the subprocessor of any of their obligations referred to in Clause 3 or in Clause 11 because both the data exporter and the data importer have factually disappeared or ceased to exist in law or have become insolvent, the subprocessor agrees that the data subject may issue a claim against the data subprocessor with regard to its own processing operations under the Clauses as if it were the data exporter or the data importer, unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter or data importer by contract or by operation of law, in which case the data subject can enforce its rights against such entity. The liability of the subprocessor shall be limited to its own processing operations under the Clauses.

Clause 7

obligations of the data exporter by contract or by operation of law, in which case the data subject can enforce its rights against such entity.

The data importer may not rely on a breach by a subprocessor of its obligations in order to avoid its own liabilities.

3. If a data subject is not able to bring a claim against the data exporter or the data importer referred to in paragraphs 1 and 2, arising out of a breach by the subprocessor of any of their obligations referred to in Clause 3 or in Clause 11 because both the data exporter and the data importer have factually disappeared or ceased to exist in law or have become insolvent, the subprocessor agrees that the data subject may issue a claim against the data subprocessor with regard to its own processing operations under the Clauses as if it were the data exporter or the data importer, unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter or data importer by contract or by operation of law, in which case the data subject can enforce its rights against such entity. The liability of the subprocessor shall be limited to its own processing operations under the Clauses.

Clause 7

Mediation and jurisdiction

1. The data importer agrees that if the data subject invokes against it third-party beneficiary rights and/or claims compensation for damages under the Clauses, the data importer will accept the decision of the data subject:

(a) to refer the dispute to mediation, by an independent person or, where applicable, by the supervisory authority;

(b) to refer the dispute to the courts in the Member State in which the data exporter is established.

2. The parties agree that the choice made by the data subject will not prejudice its substantive or procedural rights to seek remedies in accordance with other provisions of national or international law.

Clause 8

Cooperation with supervisory authorities

1. The data exporter agrees to deposit a copy of this contract with the supervisory authority if it so requests or if such deposit is required under the applicable data protection law.

Mediation and jurisdiction

1. The data importer agrees that if the data subject invokes against it third-party beneficiary rights and/or claims compensation for damages under the Clauses, the data importer will accept the decision of the data subject:

(a) to refer the dispute to mediation, by an independent person or, where applicable, by the supervisory authority;

(b) to refer the dispute to the courts in the Member State in which the data exporter is established.

2. The parties agree that the choice made by the data subject will not prejudice its substantive or procedural rights to seek remedies in accordance with other provisions of national or international law.

Clause 8

Cooperation with supervisory authorities

1. The data exporter agrees to deposit a copy of this contract with the supervisory authority if it so requests or if such deposit is required under the applicable data protection law.

2. The parties agree that the supervisory authority has the right to conduct an audit of the data importer, and of any subprocessor, which has the same scope and is subject to the same conditions as would apply to an audit of the data exporter under the applicable data protection law.
3. The data importer shall promptly inform the data exporter about the existence of legislation applicable to it or any subprocessor preventing the conduct of an audit of the data importer, or any subprocessor, pursuant to paragraph 2. In such a case the data exporter shall be entitled to take the measures foreseen in Clause 5 (b).

Clause 9

Governing Law

The Clauses shall be governed by the law of the Member State in which the data exporter is established (namely per the overhead agreement).

Clause 10

Variation of the contract

2. The parties agree that the supervisory authority has the right to conduct an audit of the data importer, and of any subprocessor, which has the same scope and is subject to the same conditions as would apply to an audit of the data exporter under the applicable data protection law.
3. The data importer shall promptly inform the data exporter about the existence of legislation applicable to it or any subprocessor preventing the conduct of an audit of the data importer, or any subprocessor, pursuant to paragraph 2. In such a case the data exporter shall be entitled to take the measures foreseen in Clause 5 (b).

Clause 9

Governing Law

The Clauses shall be governed by the law of the Member State in which the data exporter is established (namely per the overhead agreement).

Clause 10

Variation of the contract

The parties undertake not to vary or modify the Clauses. This does not preclude the parties from adding clauses on business related issues where required as long as they do not contradict the Clause.

Clause 11

Subprocessing

1. The data importer shall not subcontract any of its processing operations performed on behalf of the data exporter under the Clauses without the prior written consent of the data exporter. Where the data importer subcontracts its obligations under the Clauses, with the consent of the data exporter, it shall do so only by way of a written agreement with the subprocessor which imposes the same obligations on the subprocessor as are imposed on the data importer under the Clauses. Where the subprocessor fails to fulfil its data protection obligations under such written agreement the data importer shall remain fully liable to the data exporter for the performance of the subprocessor's obligations under such agreement.
2. The prior written contract between the data importer and the subprocessor shall also provide for a third-party beneficiary clause as laid down in Clause 3 for cases where the data subject is not able to bring the claim for compensation referred to in paragraph 1 of Clause

The parties undertake not to vary or modify the Clauses. This does not preclude the parties from adding clauses on business related issues where required as long as they do not contradict the Clause.

Clause 11

Subprocessing

1. The data importer shall not subcontract any of its processing operations performed on behalf of the data exporter under the Clauses without the prior written consent of the data exporter. Where the data importer subcontracts its obligations under the Clauses, with the consent of the data exporter, it shall do so only by way of a written agreement with the subprocessor which imposes the same obligations on the subprocessor as are imposed on the data importer under the Clauses. Where the subprocessor fails to fulfil its data protection obligations under such written agreement the data importer shall remain fully liable to the data exporter for the performance of the subprocessor's obligations under such agreement.
2. The prior written contract between the data importer and the subprocessor shall also provide for a third-party beneficiary clause as laid down in Clause 3 for cases where the data subject is not able to bring the claim for compensation referred to in paragraph 1 of Clause

6 against the data exporter or the data importer because they have factually disappeared or have ceased to exist in law or have become insolvent and no successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter or data importer by contract or by operation of law. Such third-party liability of the subprocessor shall be limited to its own processing operations under the Clauses.

3. The provisions relating to data protection aspects for subprocessing of the contract referred to in paragraph 1 shall be governed by the law of the Member State in which the data exporter is established (namely as set out in the overhead agreement).
4. The data exporter shall keep a list of subprocessing agreements concluded under the Clauses and notified by the data importer pursuant to Clause 5 (j), which shall be updated at least once a year. The list shall be available to the data exporter's data protection supervisory authority.

Clause 12

Obligation after the termination of personal data processing services

1. The parties agree that on the termination of the provision of data processing services, the data importer and the subprocessor shall, at the choice of the data exporter, return all the personal data

6 against the data exporter or the data importer because they have factually disappeared or have ceased to exist in law or have become insolvent and no successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter or data importer by contract or by operation of law. Such third-party liability of the subprocessor shall be limited to its own processing operations under the Clauses.

3. The provisions relating to data protection aspects for subprocessing of the contract referred to in paragraph 1 shall be governed by the law of the Member State in which the data exporter is established (namely as set out in the overhead agreement).
4. The data exporter shall keep a list of subprocessing agreements concluded under the Clauses and notified by the data importer pursuant to Clause 5 (j), which shall be updated at least once a year. The list shall be available to the data exporter's data protection supervisory authority.

Clause 12

Obligation after the termination of personal data processing services

1. The parties agree that on the termination of the provision of data processing services, the data importer and the subprocessor shall, at the choice of the data exporter, return all the personal data

transferred and the copies thereof to the data exporter or shall destroy all the personal data and certify to the data exporter that it has done so, unless legislation imposed upon the data importer prevents it from returning or destroying all or part of the personal data transferred. In that case, the data importer warrants that it will guarantee the confidentiality of the personal data transferred and will not actively process the personal data transferred anymore.

2. The data importer and the subprocessor warrant that upon request of the data exporter and/or of the supervisory authority, it will submit its data processing facilities for an audit of the measures referred to in paragraph 1.

別表 1

データ輸出者: データ輸出者は[連絡とれるくん](#)サービス契約者です。データ輸出者はデータ輸入者の[連絡とれるくん](#)サービス利用規約に基づいて提供されるWEB電話帳、名刺管理機能、発着信履管理を行うことができるサービス及びそれにかかわるサービス（以下、[連絡とれるくん](#)サービスといいます。）を利用します。

transferred and the copies thereof to the data exporter or shall destroy all the personal data and certify to the data exporter that it has done so, unless legislation imposed upon the data importer prevents it from returning or destroying all or part of the personal data transferred. In that case, the data importer warrants that it will guarantee the confidentiality of the personal data transferred and will not actively process the personal data transferred anymore.

2. The data importer and the subprocessor warrant that upon request of the data exporter and/or of the supervisory authority, it will submit its data processing facilities for an audit of the measures referred to in paragraph 1.

別表 1

データ輸出者: データ輸出者は[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス契約者です。データ輸出者はデータ輸入者の[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービス利用規約に基づいて提供されるWEB電話帳、名刺管理機能、発着信履管理を行うことができるサービス及びそれにかかわるサービス（以下、[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスといいます。）を利用します。

データ入力者: データ入力者は、当社です。データ入力者はデータ入力者の[連絡とれるくん](#)サービス利用規約に基づいて、データ輸出者に[連絡とれるくん](#)サービスを提供します。

データ主体: データ主体には、データ輸出者の従業員、委託先、協力者および顧客などが含まれます。データ主体には、データ入力者が提供する[連絡とれるくん](#)サービスのユーザに個人情報伝達又は移転することを試みる個人が含まれる場合もあります。

データの種類: データ輸出者が[連絡とれるくん](#)サービスの利用に際し、当社の電気通信設備上にアップロード・保管する全ての EEA 個人データであり、データ主体の氏名、住所、メールアドレス、電話番号、役職、組織情報等を含みます。

処理業務と期間: 本サービスの提供期間中、提供に必要な範囲かつ、本規約に定める通りの処理を行います。

別表 2

データ入力者は、以下を順守する義務を負います。

1. セキュリティポリシー

データ入力者は方針と手順からなるセキュリティルールを定め、契約者データを保管する

データ入力者: データ入力者は、当社です。データ入力者はデータ入力者の[PHONE](#)

[APPLI PEOPLE](#)サービス利用規約に基づいて、データ輸出者に[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスを提供します。

データ主体: データ主体には、データ輸出者の従業員、委託先、協力者および顧客などが含まれます。データ主体には、データ入力者が提供する[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスのユーザに個人情報伝達又は移転することを試みる個人が含まれる場合もあります。

データの種類: データ輸出者が[PHONE APPLI PEOPLE](#)サービスの利用に際し、当社の電気通信設備上にアップロード・保管する全ての EEA 個人データであり、データ主体の氏名、住所、メールアドレス、電話番号、役職、組織情報等を含みます。

処理業務と期間: 本サービスの提供期間中、提供に必要な範囲かつ、本規約に定める通りの処理を行います。

別表 2

データ入力者は、以下を順守する義務を負います。

1. セキュリティポリシー

データ入力者は方針と手順からなるセキュリティルールを定め、契約者データを保管する

設備へのアクセスを有するスタッフに順守させます。方針と手順は以下を含みます。

- ドキュメントの対象、保護されるリソースの詳細な説明
- 適切なセキュリティレベルを保証するための方法、基準、手順、ルール、規範
- スタッフの役割と義務

- 契約者データを含む設備の物理的・運用的プロセス
- 本サービス上で契約者が利用・設定可能なセキュリティ、機能、管理
- インシデント報告・管理・応答プロセス

これらのドキュメントは常に最新化され、契約者データを保管する設備及びその取扱いについての変更があった場合には修正を行います。

データ輸入者のセキュリティ方針は以下を含みます。

- システムアクセス管理
- ユーザ権限管理
- ソフトウェア開発と変更管理
- 管理セキュリティ
- コンピューター設備へのアクセス制限

2. 組織的セキュリティ

データ輸入者はセキュリティプログラムに定義されたすべてのセキュリティ対策が確実に適合し、監視されるためセキュリティ責任者を任命します。セキュリティ責任者の責任は委譲されません。

設備へのアクセスを有するスタッフに順守させます。方針と手順は以下を含みます。

- ドキュメントの対象、保護されるリソースの詳細な説明
- 適切なセキュリティレベルを保証するための方法、基準、手順、ルール、規範
- スタッフの役割と義務

- 契約者データを含む設備の物理的・運用的プロセス
- 本サービス上で契約者が利用・設定可能なセキュリティ、機能、管理
- インシデント報告・管理・応答プロセス

これらのドキュメントは常に最新化され、契約者データを保管する設備及びその取扱いについての変更があった場合には修正を行います。

データ輸入者のセキュリティ方針は以下を含みます。

- システムアクセス管理
- ユーザ権限管理
- ソフトウェア開発と変更管理
- 管理セキュリティ
- コンピューター設備へのアクセス制限

2. 組織的セキュリティ

データ輸入者はセキュリティプログラムに定義されたすべてのセキュリティ対策が確実に適合し、監視されるためセキュリティ責任者を任命します。セキュリティ責任者の責任は委譲されません。

データ輸入者は、契約者データを取り扱いに必要な組織的役割に基づいてアクセスに関する定義を行います。特に、“最小限の権限”とするアクセスに関する要求に合うように、ユーザの役割と権限、アクセス許可、変更、終了の方法、ログ取得／監視要求についての管理プロセスのドキュメント化を行います。

2. 物理的セキュリティ

契約者データを含む全てのデータ輸入者の施設は商業的合理的な侵入者検知システムを設置する必要があります。データ輸入者は契約者データに対する物理的、電子的アクセスを厳重に管理し、サービスを提供するために必要な契約者データへの、限られたデータ輸入者の従業員による合法的なアクセスを制限します。契約者データを保管する全てのデータ輸入者の施設は、すべての入口にカードキーによるアクセス管理装置を設置し、機密エリアについてはさらに追加の区分を行います。

全てのデータ輸入者の施設は、不正アクセスを検知し、調査することができる監視装置、人員を設置します。監視が必要な主要エリア、データセンター、コントロールセンターの出入口、および、データセンター、コントロールセンター。

5. データセキュリティ

データ輸入者は契約者データが保管される期間、及び契約者データを移転する場合、業界標準を満たすレベルのセキュリティ管理措置を行います。

契約者データを試験に利用することはありません。

全てのデータセキュリティインシデントはデータ損失、捜査努力、インシデントに関わる部

データ輸入者は、契約者データを取り扱いに必要な組織的役割に基づいてアクセスに関する定義を行います。特に、“最小限の権限”とするアクセスに関する要求に合うように、ユーザの役割と権限、アクセス許可、変更、終了の方法、ログ取得／監視要求についての管理プロセスのドキュメント化を行います。

3. 物理的セキュリティ

契約者データを含む全てのデータ輸入者の施設は商業的合理的な侵入者検知システムを設置する必要があります。データ輸入者は契約者データに対する物理的、電子的アクセスを厳重に管理し、サービスを提供するために必要な契約者データへの、限られたデータ輸入者の従業員による合法的なアクセスを制限します。

契約者データを保管する全てのデータ輸入者の施設は、すべての入口にカードキーによるアクセス管理装置を設置し、機密エリアについてはさらに追加の区分を行います。

全てのデータ輸入者の施設は、不正アクセスを検知し、調査することができる監視装置、人員を設置します。監視が必要な主要エリア、データセンター、コントロールセンターの出入口、および、データセンター、コントロールセンター。

5. データセキュリティ

データ輸入者は契約者データが保管される期間、及び契約者データを移転する場合、業界標準を満たすレベルのセキュリティ管理措置を行います。

契約者データを試験に利用することはありません。

全てのデータセキュリティインシデントはデータ損失、捜査努力、インシデントに関わる部

門、回復措置、復旧プランを定めたインシデント応答手順に従って管理されます。

6. ネットワークセキュリティ

データ輸入者は商業的に利用可能で業界標準の技術を利用したネットワークセキュリティを維持します。ネットワークセキュリティ設備は、契約サービスを提供するために必要なプロトコルとサービスのみを提供するために必要な最小限のアクセスとする基準に基づいて設計されています。

7. 定期的なレビュー

データ輸入者はデータの取り扱いと技術的対処を継続的に維持するために定期的に技術的安全措置の見直しを実施します。

8. 執行

データ輸入者のセキュリティ部門による定期的なセキュリティレビュー、評価、監査を実施し、データ輸入者および契約者の基準に対する従業員の順守状況を確認します。最低限2年に1度、情報システムとデータ取扱について内部・外部監査を実施し、適用されているデータセキュリティに関する手順と案内が規則に準拠しているかどうかを確認します。

監査報告内容は、対策と管理が該当する規則や方針に合致しているか、不足している点の特定、必要な改善又は補足の対策を提示するものとします。改善提案に加え、根拠となるデータ、事実、観察事項を含むものとします。

監査報告はデータ取扱いに責任を持つセキュリティ責任者によってレビューします。セキュリティ責任者は監査結果を管理者に提示し、管理者が適切な改善を行えるようにします。

門、回復措置、復旧プランを定めたインシデント応答手順に従って管理されます。

6. ネットワークセキュリティ

データ輸入者は商業的に利用可能で業界標準の技術を利用したネットワークセキュリティを維持します。ネットワークセキュリティ設備は、契約サービスを提供するために必要なプロトコルとサービスのみを提供するために必要な最小限のアクセスとする基準に基づいて設計されています。

7. 定期的なレビュー

データ輸入者はデータの取り扱いと技術的対処を継続的に維持するために定期的に技術的安全措置の見直しを実施します。

8. 執行

データ輸入者のセキュリティ部門による定期的なセキュリティレビュー、評価、監査を実施し、データ輸入者および契約者の基準に対する従業員の順守状況を確認します。最低限2年に1度、情報システムとデータ取扱について内部・外部監査を実施し、適用されているデータセキュリティに関する手順と案内が規則に準拠しているかどうかを確認します。

監査報告内容は、対策と管理が該当する規則や方針に合致しているか、不足している点の特定、必要な改善又は補足の対策を提示するものとします。改善提案に加え、根拠となるデータ、事実、観察事項を含むものとします。

監査報告はデータ取扱いに責任を持つセキュリティ責任者によってレビューします。セキュリティ責任者は監査結果を管理者に提示し、管理者が適切な改善を行えるようにします。

情報セキュリティ方針、手順、実践に違反したデータ輸入者の従業員は解雇を含む懲戒処分となります。

情報セキュリティ方針、手順、実践に違反したデータ輸入者の従業員は解雇を含む懲戒処分となります。

附 則（令和3年1月25日 A P S 1 第00736377号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年1月29日 から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に当社が改正前の連絡とれるくんサービス利用規約の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

<u>連絡とれるくんサービス利用規約</u>	<u>PHONE APPLI PEOP L</u>
	<u>Eサービス利用規約</u>
<u>連絡とれるくんサービス契約</u>	<u>PHONE APPLI PEOP L</u>
	<u>LEサービス契約</u>

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。